

令和6年度愛媛県日本型直接支払検討委員会の開催結果

1 会議の名称

令和6年度愛媛県日本型直接支払検討委員会

2 開催方法

書面開催

3 開催通知

令和7年1月28日（火曜日）

4 報告者

委員6名

5 議事

(1) 令和6年度取組実績並びに令和7年度取組方針について

(ア) 環境保全型農業直接支払交付金

(イ) 多面的機能支払交付金

(ウ) 中山間地域等直接支払交付金

6 主な意見等

(1) 令和6年度取組実績並びに令和6年度取組方針について

(ア) 環境保全型農業直接支払交付金

- ・第3期制度見直しによる、取組団体等への影響がないように配慮を求める。
- ・新規有機農業者を支援する「取組拡大加算」の実施があったことは評価できる。
- ・みどりの食料システム戦略等と連携し、取組を拡大していく必要がある。

(イ) 多面的機能支払交付金

- ・現地確認の広報活動は、多様な立地条件での事例を幅広く収集し、広報すべき。
- ・組織間の連携による機械の共同利用等の取組みは、組織間の連携活動の促進や広域化のきっかけづくりとして、今後、期待する。
- ・組織の活動継続やその推進にあたっては、日常的に農家と携わることの多いJAや普及組織等との連携が重要と考える。

(ウ) 中山間地域等直接支払交付金

- ・広域化や連携等のメリットがより伝わるように啓蒙チラシの工夫が必要である。
- ・高齢化等が進む中、5年という期間はスパンが長すぎる。
- ・協定間の連携を進めるためには、ニーズに応じたマッチングや情報提供等が必要と考える。

愛媛県日本型直接支払検討委員会

令和7年2月

資料 1

# 環境保全型農業直接支払交付金 実施状況と今後の取組方針について

愛媛県農林水産部

農業振興局 農産園芸課

# 目次

## 1. 制度の概要

- (1) 環境保全型農業に係る施策の変遷 . . . . . 1
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要 . . . . . 2
- (3) 第三者委員会による点検・評価 . . . . . 4

## 2. 愛媛県内の実施状況（第2期最終評価結果）

- (1) 第2期実施状況の推移 . . . . . 5
- (2) 令和5年度の実施状況 . . . . . 6
- (3) 取組面積減少の要因と課題 . . . . . 8
- (4) 令和6年度の申請状況 . . . . . 9

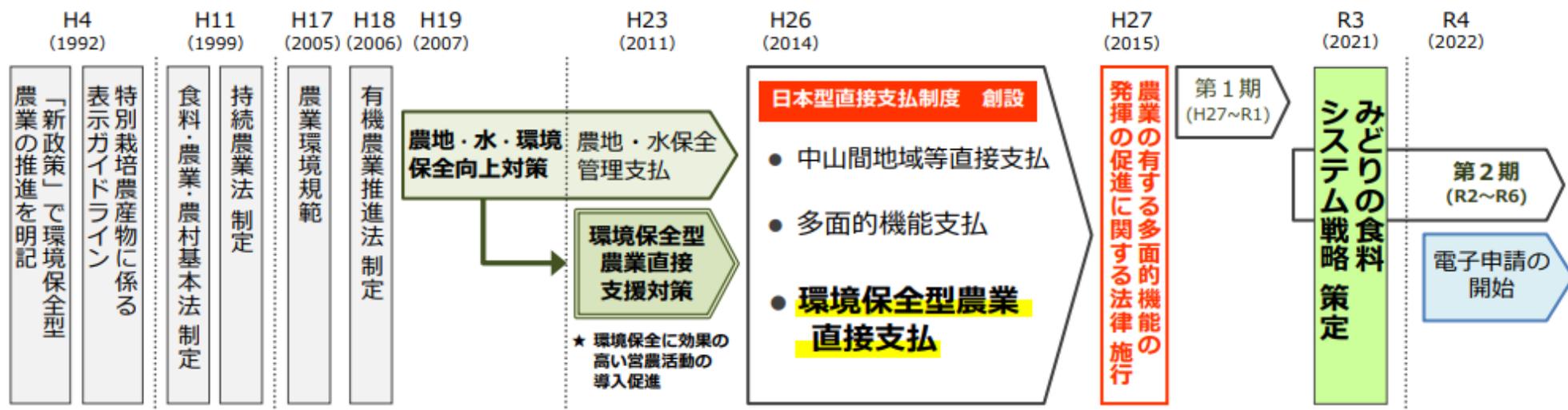
## 3. 第3期制度見直し

- (1) 第2期からの変更点 . . . . . 10
- (2) 追加される取組メニュー . . . . . 11

# 1. 制度の概要

# 1. 制度の概要 (1) 環境保全型農業に係る施策の変遷

- 平成19年度から開始した「農地・水・環境保全向上対策」において、**地域ぐるみで化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組に対する支援（環境支払）**を開始。
- 平成23年度には、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中、農地・水・環境保全向上対策から環境支払を分離し、「環境保全型農業直接支援対策」を創設。**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援**を開始。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び本対策を「日本型直接支払制度」として位置付け。**平成27年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として「環境保全型農業直接支払」を実施。**実施期間は5年間であり、令和2年度から第2期が開始。
- 令和3年度には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「**みどりの食料システム戦略**」を策定。



## 【食料・農業・農村基本計画】 (R2.3)

- **気候変動に対する緩和・適応策の推進（抜粋）**  
堆肥の施用等地球温暖化防止等に効果の高い取組を推進するため、環境保全型農業直接支払制度において、支援取組の効果の評価を行い、より環境保全効果の高い取組への支援の重点化を図り、全体の質の向上と面的拡がりを両立させるほか堆肥・バイオ炭等の施用による炭素の貯留効果の分析等についての検討を行う。
- **生物多様性の保全及び利用（抜粋）**  
生物多様性保全効果の見える化を通じ、有機農業や土着天敵の利用等、生物多様性保全に効果の高い取組を推進する。
- **多面的機能の発揮の促進（抜粋）**  
農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行う日本型直接支払制度（多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度）について、構成する3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進する。

# 1. 制度の概要 (2) 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要

- 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援を実施。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。
- 有機農業に新たにに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援を実施。

## 対象となる取組

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組

+

### 地球温暖化防止に効果の高い営農活動



有機農業



堆肥の施用



カバークロープ

等

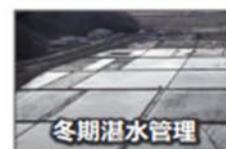
土壌中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献

+

### 生物多様性保全等に効果の高い営農活動



有機農業



冬期湛水管理



総合的病害虫・雑草管理 (IPM)

等

様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献

## 交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 <sup>(注)</sup> に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロープ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800

### 地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

### 取組拡大加算

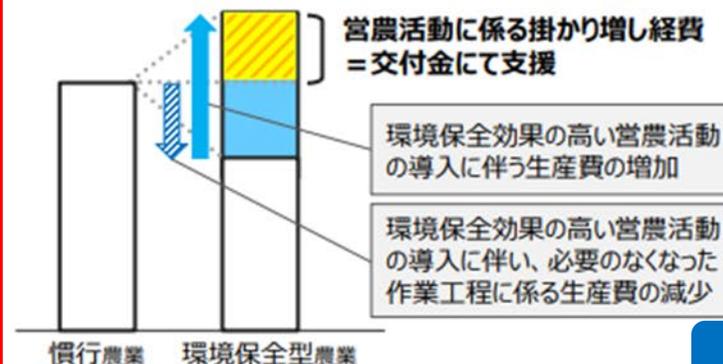
有機農業の栽培指導等によって増加した新規取組面積あたり  
4,000円/10a

注) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

※ 交付単価は営農活動に係る「掛かり増し経費」に着目して設定



# 1. 制度の概要 (2) 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要

## 日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

( )の数字は前年度予算額。以下、同様。

【令和6年度予算概算決定額 2,641 (2,650) 百万円】

### <対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

### <事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

### <事業の内容>

#### 1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,550 (2,537) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
  - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算
  - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

#### 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 91 (104) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

※事業評価のため実施していた調査委託については前年度限りで終了。

### <事業イメージ>

#### 【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

- ▶ **全国共通取組** 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 (注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 <sup>(注2)</sup> に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロープ	6,000
	リピングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種 <sup>(注3)</sup>	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800



- 注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるものではありません。
- 注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リピングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。
- 注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

- ▶ **地域特認取組** 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）  
※交付単価は、都道府県が設定します。

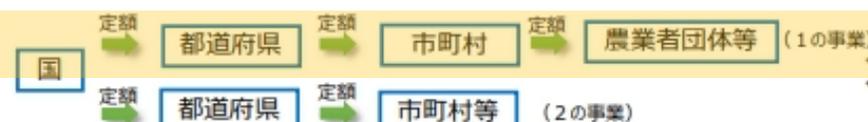
#### 【取組拡大加算】

有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

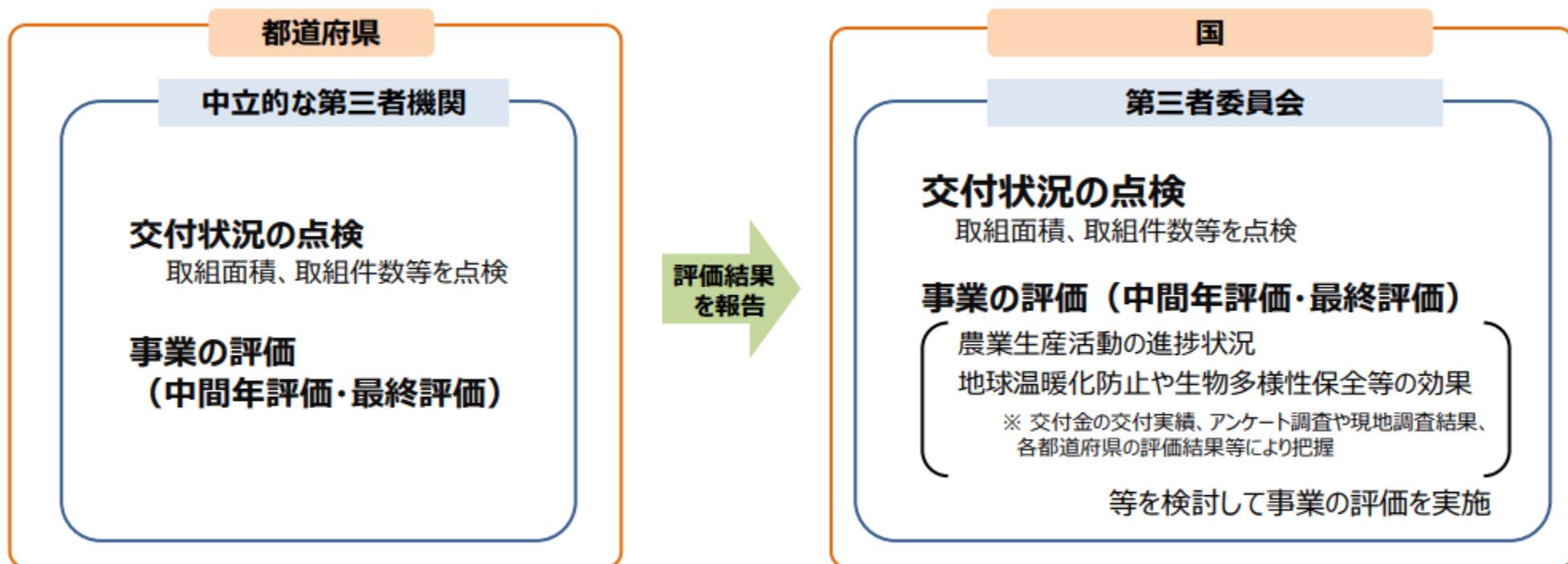
【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)  
(農林水産省資料 抜粋)

### <事業の流れ>



# 1. 制度の概要 (3) 第三者委員会による点検・評価

- 国及び都道府県は、交付等要綱に基づき、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置。
- 国は、都道府県における評価結果の報告を受け、第三者委員会において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施。



環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱 (該当部分)

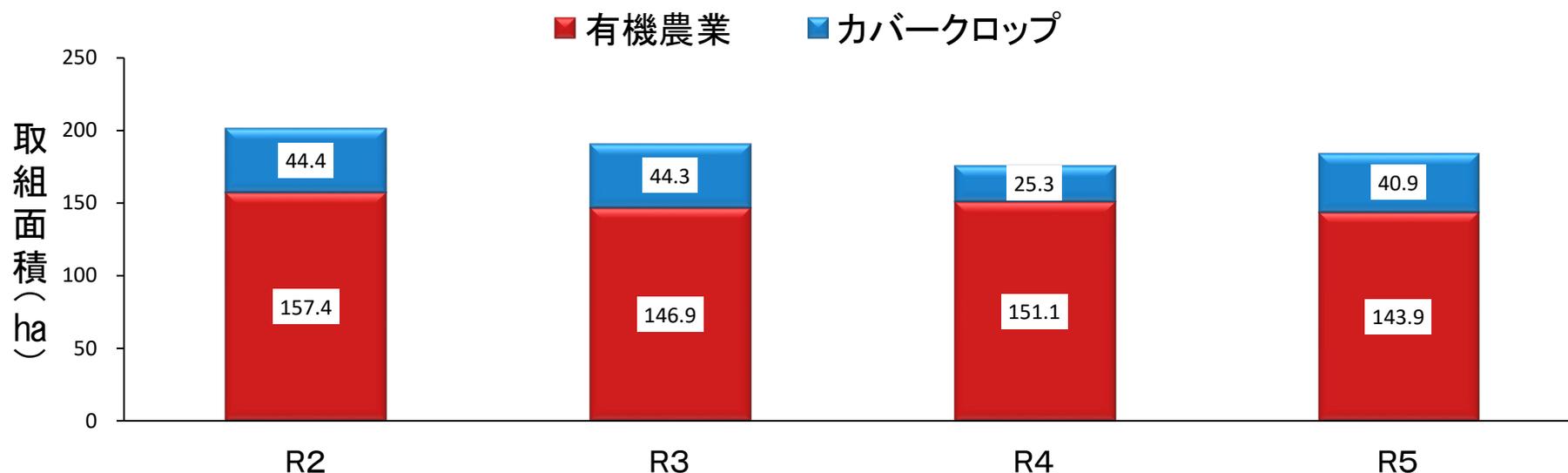
## 第6 実施体制

- 1 国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

## **2. 愛媛県内の実施状況 (第2期最終評価結果)**

## 2. 愛媛県内の実施状況 (1) 第2期実施状況の推移

### 取組別 面積の推移



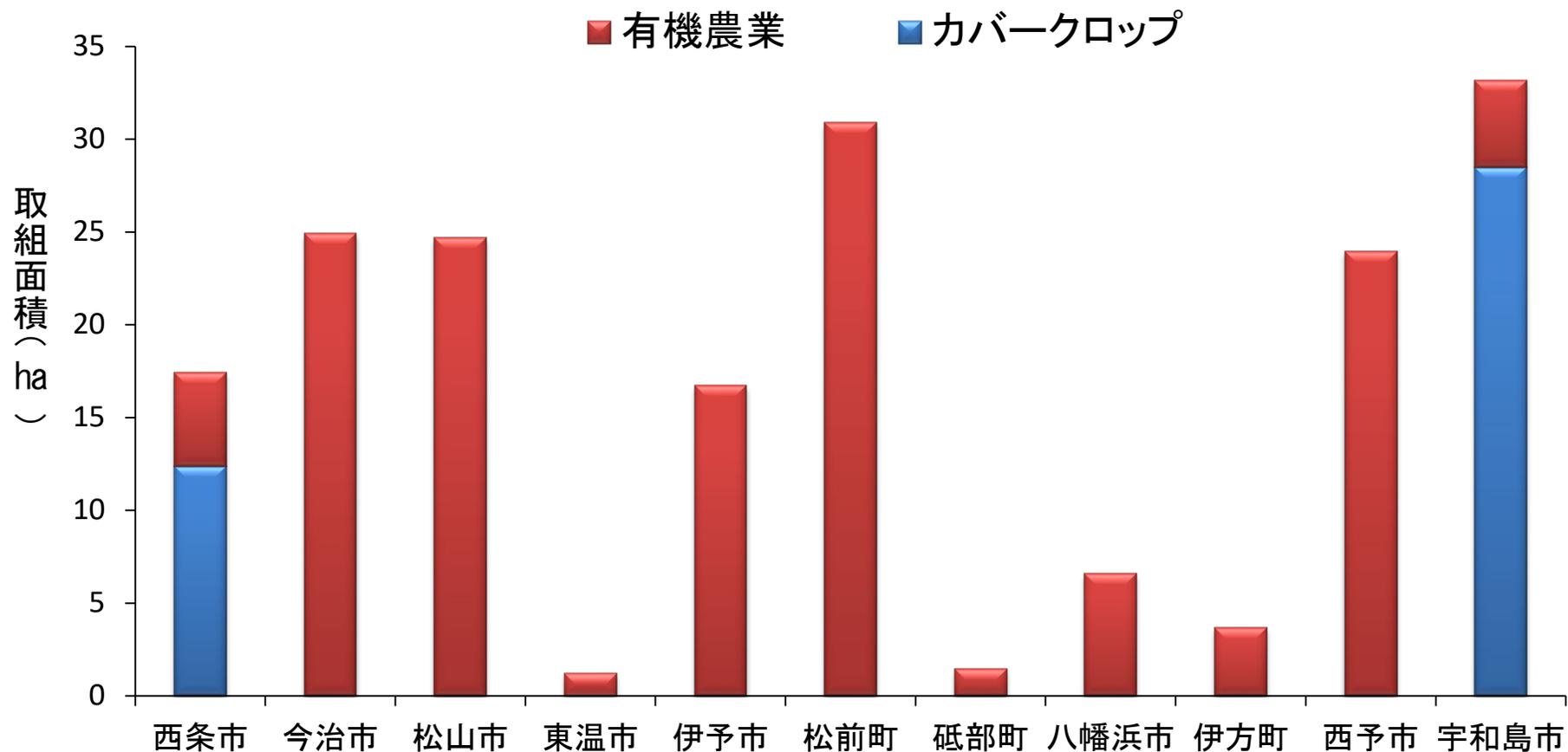
### 面積・金額等の推移

年度	R 2	R 3	R 4	R 5
取組面積 (ha)	201.8	191.2	176.4	184.7
実施市町数	9	10	10	11
実施件数 (団体)	22	23	22	24
農業者数 (人)	83	83	80	87
交付金額 (千円)	21,547	20,421	19,863	19,841

・ 取組面積 → やや減少傾向    ・ 実施市町、件数 → やや増加

## 2. 愛媛県内の実施状況 (2) 令和5年度の実施状況：取組別

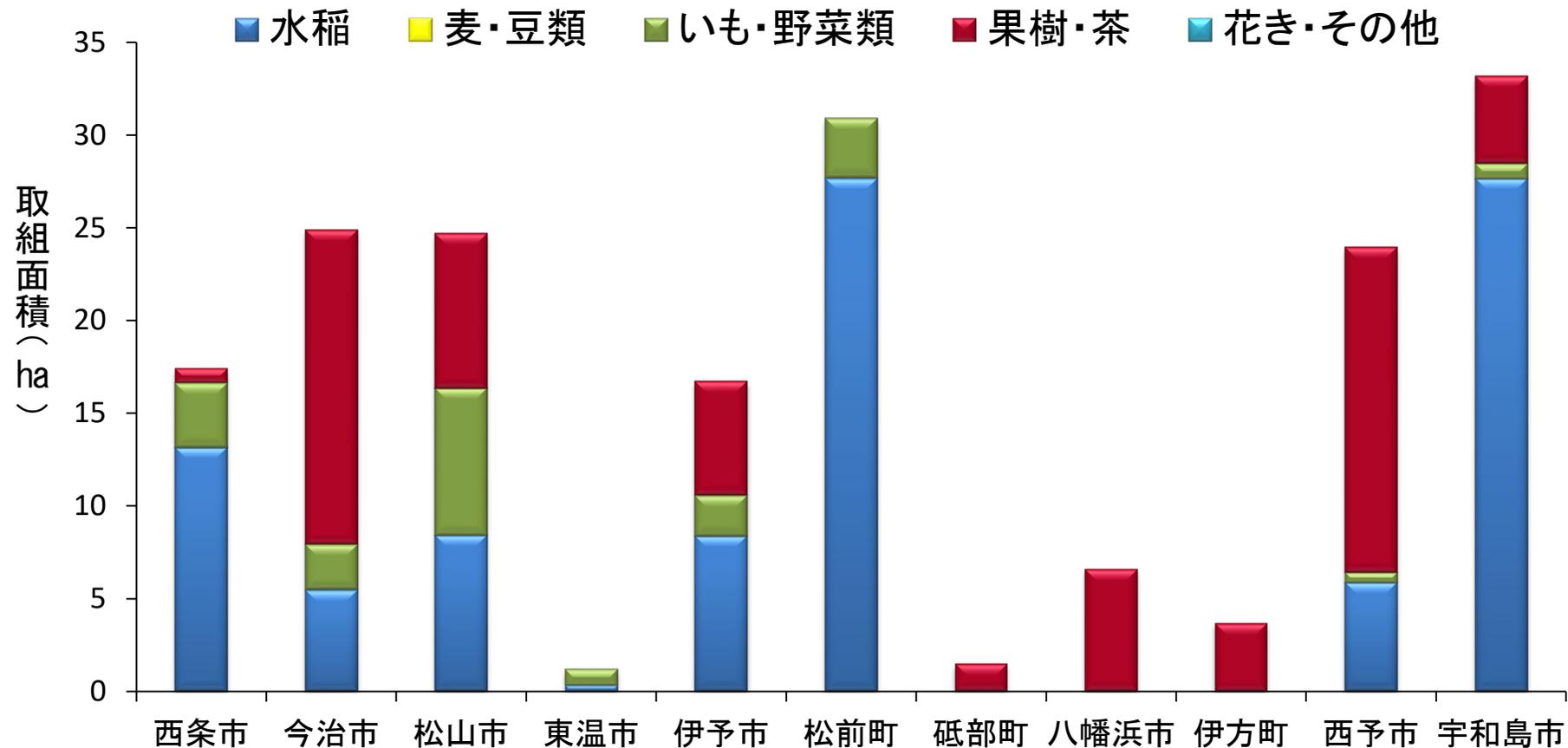
### 市町別取組状況 取組別



	有機農業	カバークロップ	合計
面積 (ha)	143.9	40.9	184.7
割合 (%)	77.9	22.1	

## 2. 愛媛県内の実施状況 (2) 令和5年度の実施状況：作物別

### 市町別取組状況 作物別



	水稻	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花・その他
面積 (ha)	97.0	0	21.6	66.2	0
割合 (%)	53.6	0	11.9	36.5	0

## 2. 愛媛県内の実施状況 (3) 取組面積減少の要因と課題

### 果樹の有機農業で問題となっている害虫

#### 果樹カメムシ類



チャバネアオカメムシ

- 被害
  - ・ 果実の落果
  - ・ 品質の低下
  - ・ 商品価値の低下



収量減少に直結



ツヤアオカメムシ

- 事例
  - ・ R3  
化学合成農薬の使用により、  
取組が9 ha減少

#### ミカンナガタマムシ



成虫



幼虫



被害樹

- 被害
  - ・ 葉の食害 (成虫)
  - ・ 木部の食害 (幼虫)
  - ・ 慣行防除園では問題にならない

出典：和歌山県ホームページ  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/opendata/hpopendatakiyaku.html>

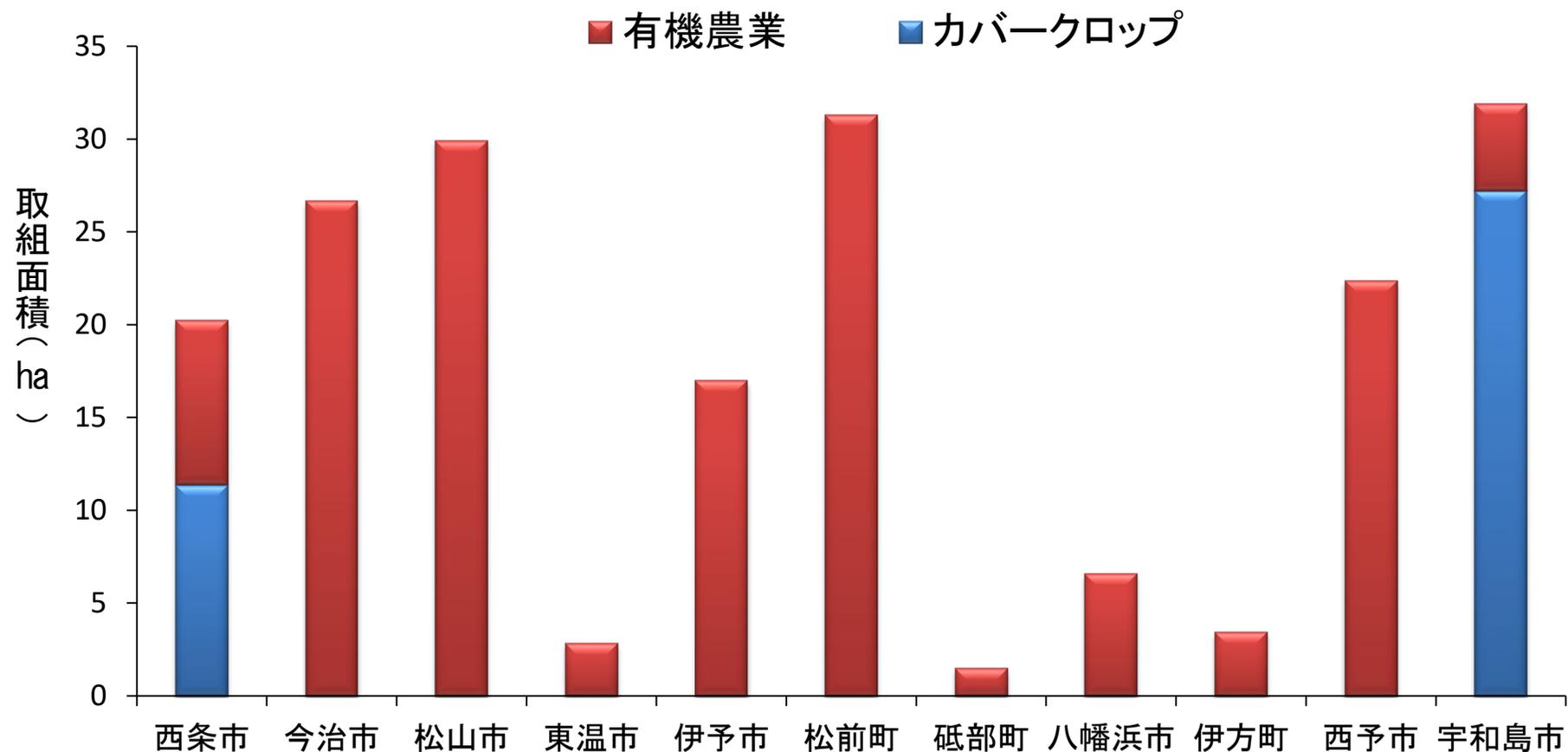
- 事例
  - ・ R5  
化学合成農薬の使用により、  
取組が1.7ha減少

課題：化学合成農薬によらない対策技術の確立及び普及

## 2. 愛媛県内の実施状況 (4) 令和6年度の申請状況

### 市町別取組状況 取組別

○令和6年7月時点の申請状況 193.6ha（有機農業155.1ha、カバークロップ38.6ha）



### ○令和6年度の特徴

松山市：1団体が有機農業取組拡大加算（2.3ha）を実施

東温市：新規1団体が取り組み

## **3. 第3期制度見直しについて**

### 3. 第3期制度見直しについて (1) 第2期からの変更点

#### 取組メニューの変更

第2期			第3期		
取組メニュー	交付単価 (10a当たり)		取組メニュー	交付単価 (10a当たり)	
有機農業	12,000円		有機農業	14,000円	↑ 2,000円
堆肥の施用	4,400円		堆肥の施用	3,600円	
カバークロープ	6,000円	統合	緑肥の施用	5,000円	↓ 1,000円
リビングマルチ	5,400円		総合防除	4,000円	追加
草生栽培	5,000円		炭の投入	5,000円	
不耕起播種	3,000円	→ 廃止			
長期中干し	800円	→ 多面交付金へ移行			
秋耕	800円	→ 廃止			

#### 取組要件の変更

水稻の取組では、メタン削減対策が追加。

対策の例：「長期中干し」「前年度の秋耕」「前年度の湛水不実施」

→ 県内では、西条市と宇和島市が該当（水稻カバークロープ）

### 3. 第3期制度見直しについて (2) 追加される取組メニュー

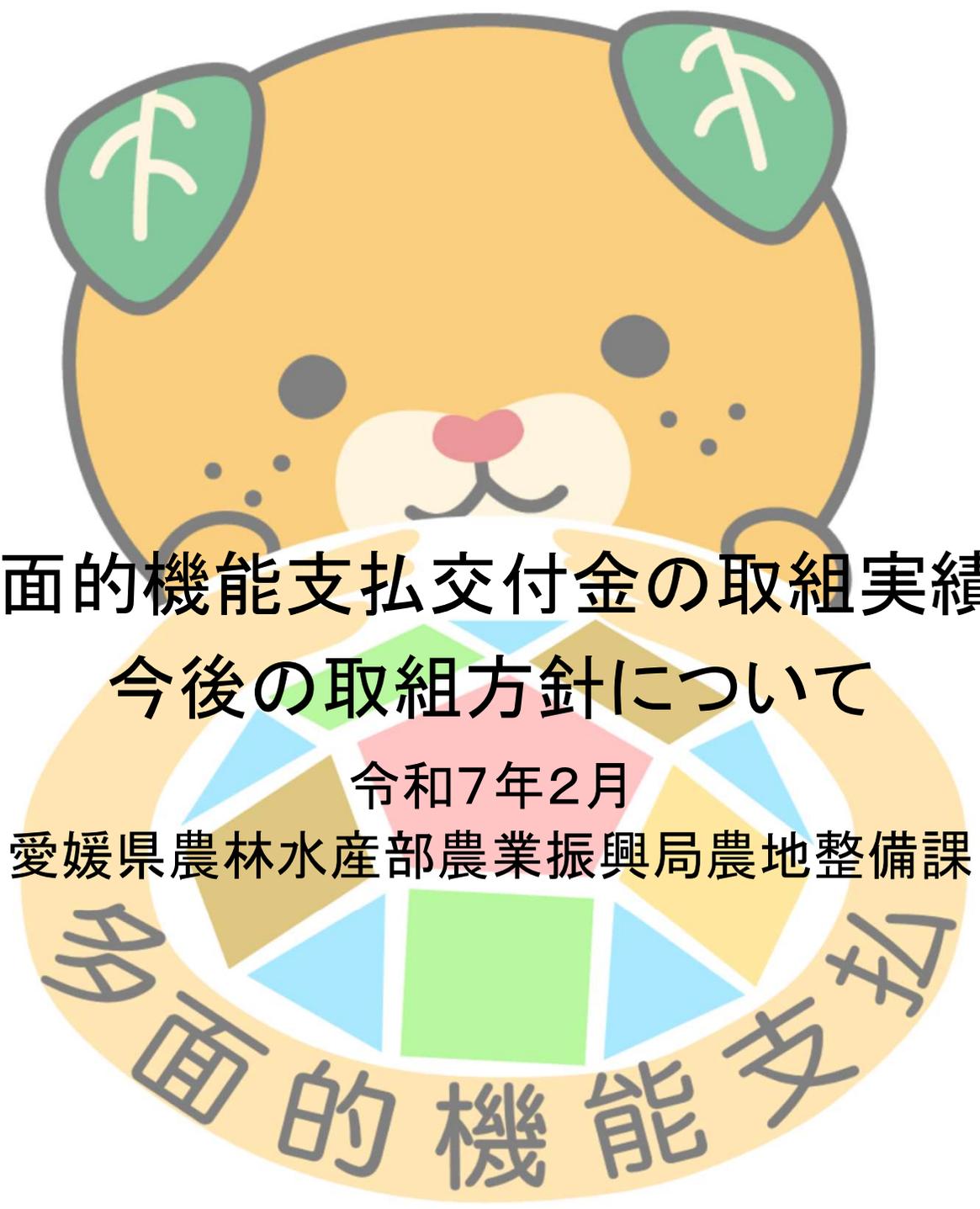
#### 追加される取組メニューの概要

メニュー名	要件	
総合防除 4,000円/10a	① I P M実践指標項目の6割以上を実施 ② 次のうち1つ以上を実施	
	<table border="1"> <tr> <td>                     水稻                      ・ 畦畔の機械除草                 </td> <td>                     水稻以外                      ・ 交信かく乱剤の利用                      ・ 天敵温存植物の設置                      ・ 天敵等生物農薬の利用                 </td> </tr> </table>	水稻 ・ 畦畔の機械除草
水稻 ・ 畦畔の機械除草	水稻以外 ・ 交信かく乱剤の利用 ・ 天敵温存植物の設置 ・ 天敵等生物農薬の利用	
炭の投入 5,000円/10a	購入炭又は自家製炭 50kg/10a以上 をほ場に投入	

- ・ どちらも「地域特認取組」から「全国共通取組」への格上げ。
- ・ 令和6年度まで、県内での取組事例なし。

#### 今後の制度見直し方針（令和9年度以降）

有機農業	一定期間（5年程度）の取組実施後、 <u>単価が減となる方針</u> 。
化学肥料・ 農薬不使用栽培	全国共通取組に格上げを検討 ※やむを得ず農薬散布した場合の救済措置として期待



# 多面的機能支払交付金の取組実績と 今後の取組方針について

令和7年2月

愛媛県農林水産部農業振興局農地整備課

多面的機能支払

## 資料目次

1 多面的機能支払制度の概要	.....	1
2 令和6年度 of 取組状況について	.....	4
3 多面的機能支払制度の活動実績		
(1) 農地維持支払	.....	11
(2) 資源向上支払(共同活動)	.....	15
(3) 資源向上支払(長寿命化)	.....	17
(4) 非農業者の参画	.....	19
(5) 中山間直接支払との重複	.....	20
(6) 規模別組織数・割合	.....	21
(7) 令和6年度交付金交付見込一覧	.....	22
(8) 解散した組織の分析と対策の検討	.....	23
(9) 県が特に認める活動の追加(R7~)	.....	24
(10) 令和6年度取組状況に対する総括	.....	25
4 令和7年度 of 取組方針	.....	26
5 参考資料		

# 1 多面的機能支払制度の概要(1)

## 1 趣旨

地域の共同活動による農地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を支援することにより、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を推進するとともに、担い手への農地集積による構造改革を後押しする。

## 2 交付金の概要

	農地維持支払	資源向上支払 (農地維持支払と併せて実施)	
		共同活動	長寿命化
対象活動	<p>①地域資源の基礎的な保全活動 ・農地周辺の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等</p> <p>②地域資源の適切な保全管理のための推進活動 ・将来も農地や水路等を維持管理するための調査や話し合い、保全管理構想作成等</p>	<p>①施設の軽微な補修 ・水路のひび割れ補修、農道の窪みの補修等</p> <p>②農村環境保全活動 ・景観植物の植栽、水質調査、魚類の生育環境改善等</p> <p>③多面的機能の増進を図る活動 ・遊休農地を活用した農業体験、鳥獣害防止施設の設置等</p> <p>※②、③はテーマや活動を選択して実施</p>	<p>①施設の長寿命化のための活動 ・老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新(素掘り水路からコンクリート水路への更新、未舗装農道の舗装など)</p> <p>※施設の長寿命化に取り組むことで、点検・維持管理作業の頻度低減や労力軽減にもつながる。</p>
	 	 	 
	<p>【水路の泥上げ】 【法面の草刈り】</p>	<p>【生態系保全】 【景観植物】</p>	<p>【水路更新】 【農道更新】</p>

# 1 多面的機能支払制度の概要(2)

	農地維持支払	資源向上支払	
		共同活動	長寿命化
交付単価 (円/10a)	田:3,000、畑:2,000、草地:250	田:2,400、畑:1,440、草地:240 ※活動して5年経過、又は長寿命化を実施する場合、単価は75%。 ※多面的機能の増進を図る活動を実施しない場合の単価は5/6。	田:4,400、畑:2,000、草地:400 ※広域活動組織の規模を満たさない地区で、かつ直営施工を実施しない場合、単価は5/6。1集落の交付上限額は200万円。
対象者	農業者のみ又は農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織	農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織	農業者のみ又は農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織
共同活動の②及び③の選択肢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・②農村環境保全活動(テーマを選択)               <ul style="list-style-type: none"> <li>a.生態系保全、b.水質保全、c.景観形成・生活環境保全、d.水田貯留機能増進・地下水涵養、e.資源循環の中から1つ以上選択</li> </ul> </li> <li>・③多面的機能の増進を図る活動(活動を選択)               <ul style="list-style-type: none"> <li>a.遊休農地の有効活用、b.鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化、c.地域住民による直営施工、d.防災・減災力の強化、e.農村環境保全活動の幅広い展開、f.やすらぎ・福祉及び教育機能の活用、g.農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化、h.県・市町が特に認める活動の中から1つ以上選択し、合わせて広報活動・農的関係人口の拡大も実施。(中山間地域の広報活動は任意)</li> </ul> </li> </ul>		
加算措置 (円/10a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能の更なる増進に向けた活動【資源向上支払(共同)に加算】 田:400、畑:240、草地:40 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる組織が1取組以上追加又は新たに2つ以上に取組。  農業者以外の比率が高く、多くの参加を得た共同活動を毎年実施。(女性役員が2人以上の場合要件緩和有)</li> <li>・水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進【資源向上支払(共同)に加算】 田:400 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む。</li> </ul>		

# 1 多面的機能支払制度の概要(3)

## 3 国の方針

令和元年度から令和5年度の5年間を第Ⅱ期とし、令和6年度から第Ⅲ期が開始となる予定であったが、「食料・農業・農村基本法」の検証および見直しの結果を踏まえた制度とするため、第Ⅱ期を1年間延期(令和6年度まで)し、令和7年度から第Ⅲ期が開始されることとなった。

第Ⅰ期	第Ⅱ期					第Ⅲ期	
平成26年度～平成30年度	令和元年度 (1年目)	令和2年度 (2年目)	令和3年度 (3年目)	令和4年度 (4年目)	令和5年度 (5年目)	令和6年度～	
第Ⅰ期	第Ⅱ期					第Ⅲ期	
平成26年度～平成30年度	令和元年度 (1年目)	令和2年度 (2年目)	令和3年度 (3年目)	令和4年度 (4年目)	令和5年度 (5年目)	令和6年度 (6年目)	令和7年度～

食料・農業・農村基本法見直し

施策への反映

## 2-(1) 令和6年度取組状況について(取組方針と対応状況)

### 【取組方針】

#### ① 地域と多様にかかわる人材の確保

- ◆地域資源の保全管理を広域的に担う体制整備
  - ・地域外からの積極的な呼び込みを推進
- ◆農業者以外の参画の推進
  - ・関係人口の創出
  - ・農業者以外の共同活動への参画を促進

#### ② 既存組織の活動継続の支援

- ◆活動終期を迎える組織の継続支援
  - ・令和5年度末に活動終期を迎える14組織がすべて活動を継続できるよう先回り支援を実施
- ◆組織体制の見直しの推進
  - ・令和5年度に活動終期を迎える181組織について、令和6年度からの広域化(合併)を促進
  - ・土地改良区・JA等新たな事務委託先の開拓を推進

#### ③ 畑(樹園地)地帯における実施率の向上

- ◆カバー率の低い樹園地を中心とした推進
  - ・中山間直払集落に多面的機能支払の併用を提案

#### ④ 取り組みやすい制度への改善

- ◆制度改善について国に要望
  - ・活動期間を柔軟に設定できる仕組みの導入
  - ・廃作地に係る遡及返還義務の見直し
  - ・シンプルな制度体系への見直し、負担軽減

### 【対応状況】

#### ① 地域と多様にかかわる人材の確保

#### ② 既存組織の活動継続の支援

- >令和6年度の制度改正点や**取組方針のポイント**をまとめた資料を作成し、活動組織の的確な指導を市町へ依頼(5月)
- >県及び市町担当者と**推進状況・課題等の共有を図る連絡会議および意見交換(対面)を実施**(10月)

#### ～主な内容～

- ・組織活性化や多様な活動展開に向けた女性役員登用促進
- ・事業推進に向けた積極的な広報やHP等を活用した制度紹介や非農家へ参加呼び掛け
- ・活動終期を迎える組織の継続に向けた支援の依頼とパンフレット配布
- ・土地改良区、JA等農業者と関係が深い団体との連携強化
- ・中山間直払の取組集落での多面的機能支払併用のパンフレット配布
- >推進協議会・市町と連携し、**新規取組地区の事業申請支援**(2地区)、**活動終期を迎える地区での相談会**の他、各市町での事務研修等を実施(19市町)
- >市町と連携し、広域化に関する**事業相談会を実施**(松野町)
- >活動組織の**現地確認**を行い、取組のプロセス等を聞き取り、他の組織へ**横展開**できるような情報の提供
- >**県が特に認める活動への項目追加の検討**
- >優良事例(空所資源保全班(西予市))を**農政局長表彰に推薦し優秀賞を受賞**(12月)

#### ③ 畑(樹園地)地帯における実施率の向上

- >中山間直払の取組集落での多面的機能支払併用のパンフレット配布

#### ④ 取り組みやすい制度への改善

- >国主催会議、抽出検査等において、**シンプルな制度体系への見直しや作成書類数の削減を要望**。
- >市町担当者の交付金事務のエクセル様式作成
- >過去通知文書の一覧作成、再送付

# 2-(2) 令和6年度取組状況について(配布資料の一部)

## 【新規取組啓発用チラシ】

### 多面的機能支払交付金に取り組んでみませんか

#### ◆多面的機能支払とは・

➢農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域が共同で行う農用地、水路、農道等の地或資源の保全活動を支援する制度です。

#### ◆どんな活動ができるの？

➢対象となる活動には、農地維持支払と資源向上支払(共同・長寿命化)があります。

#### 農地維持支払

- ①地或資源の基礎的な保全活動  
農地まわりの草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など
- ②地或資源の適切な安全管理のための推進活動  
農地や水路等を維持管理するための話し合い、構想の策定など



#### 資源向上支払(共同)

- ①施設の軽微な補修  
水路のひび割れ補修、農道のくぼみ補修、ため池の止水シート補修、鳥獣害防止柵の補修・設置など
- ②農村環境保全活動  
農産作物の植栽、生きもの調査や外来種の駆除など
- ③多面的機能の発揮を図る活動  
遊休農地を活用した農業体験、農地周りの木の伐採など



#### 資源向上支払(長寿命化)

- ①施設の長寿命化のための活動  
素掘り水路からコンクリート水路への更新、未舗装農道の舗装、ため池のゲート、バルブの更新、スプリンクラーの補修・更新、共同モノレール(レール部分)の補修・更新など



#### ◆支援対象になるにはどうすればいいの？

➢地域で次のいずれかの組織を設立してください。(資源向上支払(共同)に取り組む場合は、②の構成が必要)

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成される活動組織

#### ◆交付金どのように算定されるの？

➢次の10アールあたり単価に対象農用地面積を乗じた額が交付されます。(原則として農機農用地が対象)

	農地維持	資源向上(共同)	資源向上(長寿命化)	資源向上(共同)の単価は、取組内容によって3/4又は5/6に引き下がる場合があります。 資源向上(長寿命化)は、原則200万円未満の工事が対象です。また小規模組織は交付金に上限があります。
田	3,000円	2,400円	4,400円	
畑・植園地	2,000円	1,440円	2,000円	
草地	250円	240円	400円	

※このほか、組織の広域化、田んぼダム、多面的機能の更なる発揮等の活動に対する加算措置があります。

#### ◆交付金は何に使えるの？

➢事業計画書に記載した活動に必要な次のような経費に活用できます。

- ・ 日当：活動参加者に対して支払った日当
- ・ 購入・リース費：資機材の購入費、機械等の借上げ費、パソコンリース費、植栽活動の種苗代など
- ・ 外注費：補修・更新の工事に係る外注費、事務の外注費など
- ・ その他：活動に必要な旅費、燃料代、役員報酬、保険料、お茶代など

※上記は令和5年5月現在の制度の主な内容です。詳細については、市町又は県の担当部署等にお問い合わせください。

## 【中山間協定向け多面併用啓発チラシ】

### 災害時における多面的機能支払交付金の活用について

#### ①異常気象後の応急措置ができる！

・活動計画書に位置付けた農用地及び農業用施設について、異常気象時後の見回りや見回り後の**応急措置**に交付金が使えます(農地維持)。

#### 農地維持活動による応急措置イメージ



農用地に堆積した土砂や流木、ゴミの撤去もできるけん！



#### ②甚大な自然災害が発生した場合には、被災した施設の小規模な補修や復旧に交付金を重点的に活用できる！

・甚大な自然災害により活動要件を満たせなくなった場合も、市町・県を通じて中国四国農政局長の承認を受ければ(申請は、緊急を要する復旧が完了した段階で可)、**小規模な被災箇所の補修や復旧等に交付金を重点的に活用できる**(農地維持・資源向上(共同・長寿命化))。

※この場合、被災施設の補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとされるため、**返還は免除される**。

・災害対応に十分な資金が無い場合は、別の活動組織から交付金の融通を受けられる。

#### 小規模な被災箇所の補修・復旧イメージ



#### 特別措置のイメージ

	4月 5月 …… 9月	10月 11月 …… 3月
活動計画	記上げ・草刈り・補修等	泥上げ・草刈り・補修等
※	最大6割の取組が対象	
※	対象年度は活動計画(計画)に記上げた活動の単価は算定できません	

### 中山間直払で取組んでいた泥上げや草刈りを多面的機能支払で実施

#### 中山間直払交付金の活用が広がる！！



## 2-(3) 令和6年度取組状況について(広報活動①ロゴマークの作成等)

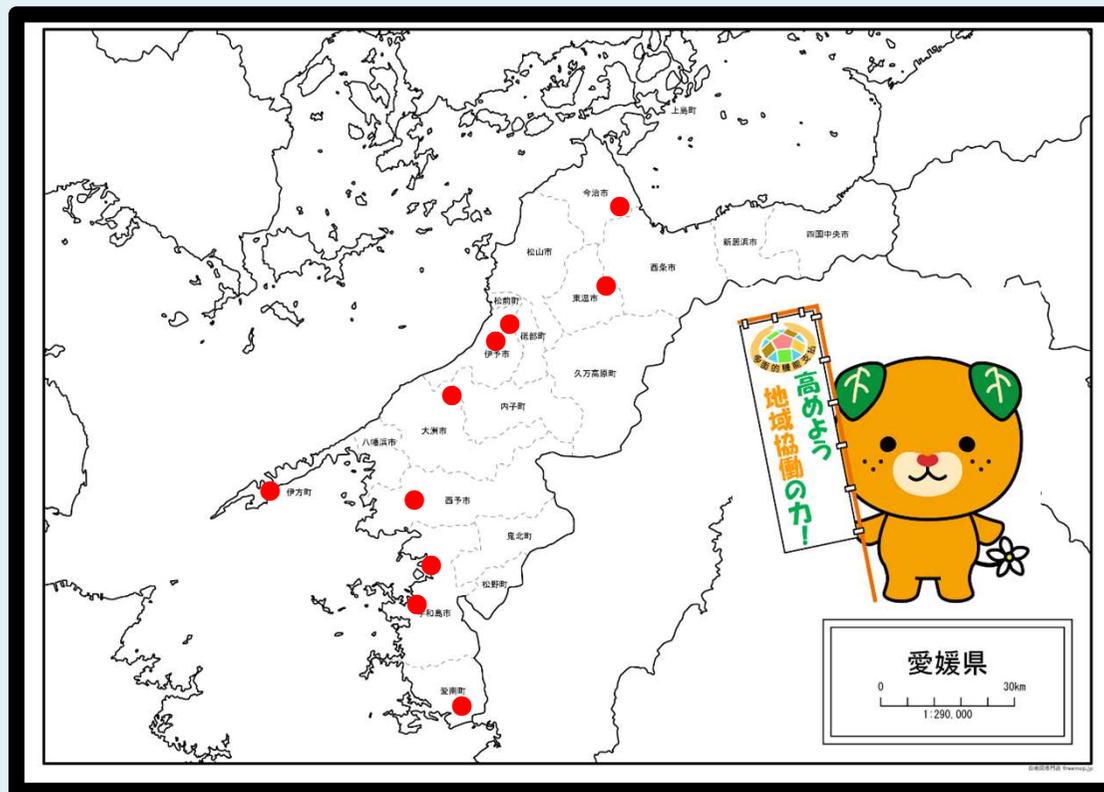


- 農林水産省作成の多面的機能支払のロゴマークや多面的機能支払のキャッチフレーズと愛媛県のイメージアップキャラクターを組み合わせたものを作成。



- みきやんと組み合わせて使用することで、県民の目に止まるような広報を行い、事業について認知していただき、興味や関心を持っていただく。

## 2-(3) 令和6年度取組状況について(広報活動②現地確認等)



7月10日 二名津環境保全協議会、近家活動組織  
8月1日 繁近団地活動組織、杵所資源保全班  
8月24日 稲荷環境保全協議会  
9月10日 泊山地区農地等環境保全隊  
9月27日 椋谷地域資源保全会  
10月18日 杵所資源保全班  
10月15日 上三谷地域資源保全推進会  
10月27日 奥松瀬川地区資源保全隊  
12月23日 今治南甲・北保全会

活動休止から活動再開した組織  
建設企業等との連携聞き取り調査  
地域住民と連携したヒマワリ祭り  
小学校と連携したコスモス種まき  
集落外住民との意見交換・交流会  
小学校と連携した年間を通した農体験学習  
小・中学校と連携したコスモスアート  
池干しに併せた外来種の駆除,機能診断,軽微な補修  
しめ縄体験(学校との交流活動)

## 2-(3) 令和6年度取組状況について(広報活動②現地確認等)

- ・多面的機能支払事業制度による活動が適切に行われているか確認
- ・制度の認知度向上のため、広報資料の配布と説明  
(国作成の子供用パンフレット、大人用パンフレット、クリアファイルのセット)
- ・活動内容の横展開のため、組織や参加者への聞き取り調査  
→記事を作成し、活動組織への提供や広報活動に使用
  - ・水土里ネットえひめ発行誌
  - ・愛媛県のホームページ
  - ・えひめ・まつやま産業まつり



## 2-(4) 令和6年度取組状況について(表彰事業への推薦)

### 令和6年度 多面的機能発揮促進事業 中国四国農政局長表彰 優秀賞組織(愛媛県)

#### 【多面的機能支払】

#### 「空所資源保全班」(西予市)

- (1) 認定農用地面積：24.51ha  
(田：23.33ha、畑：1.18ha)
- (2) 組織構成：  
1集落(農家19戸、非農家1戸)  
開水路：4.6km、パイプライン：4km  
農道1.7km、ため池：4箇所



#### 【組織の概要】

本組織は、平成19年設立後、農業従事者の高齢化が進み、新規就農者も少ない状況の中、地域住民の協力を得ながら、農道の草刈りや水路の泥上げ、景観形成のための植栽及び外来種の駆除など、様々な取組を継続的に実施しています。

このような中、特に力を入れているのが、地元小学校と連携し実施している農業体験学習で、小学5年生を対象に、田植えや稲刈り、餅つきなどを行っており、子供達に農業体験の機会をつくることで、農業の大切さや農村をとりまく自然環境の豊かさなどへの理解促進、地域や農業への意識の向上に貢献しています。また、本活動組織は、農業者と非農家の連携が取れており、地域一体となって農村環境を維持管理する体制が構築されています。

#### 【主な取組内容】

○非農家を含む地域全体での保全管理

4月から9月下旬にかけて、集落内の管理施設である開水路・農道・ため池・ポンプ場の草刈り、開水路の泥上げ等を農家・非農家を含む地域全体での保全活動として実施しています。組織を立ち上げた際に自治会が構成員として加入し、多面的活動を機に非農家が共同活動に参加することになりました。

○景観形成、外来種駆除、小学校との連携による地域住民の交流

地域の子供の数はかなり減少してきていますが、地元の小学校と連携して田植え等の体験学習を継続して実施しています。また、地域の遊休農地を活用してコスモスの植栽を実施しており、ほ場の中心部で実施した際は、看板の設置や立地の良さから多くの方が訪れました。また、毎年行うため池の中干作業に併せ、生態系に配慮したブルーギルなどの外来種駆除を実施しています。



水路の泥上げ



農業体験学習(田植え)



広報活動で看板の設置

- ・令和6年度多面的機能発揮促進事業 中国四国農政局長表彰において、本県から推薦した「空所資源保全班」(西予市)が、優秀賞を受賞。
- ・同組織は、地域住民の協力を得ながら、地域が一体となって地域資源の保全管理や景観形成活動、外来種の駆除等を継続的に行っている点、地元小学生の教育の場として、農業体験学習に積極的に取り組み、農業の多面的機能の啓発に貢献している点が評価された。

### 過去の受賞実績

年度	受賞活動組織名	受賞区分
R5	上村地区環境保全向上隊(東温市)	優秀
R4	徳丸地域資源保全推進会(松前町)	優秀
R3	泊環境保全協議会(松山市)	最優秀
R2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため 表彰事業中止	
R1	広見地域資源保全隊(愛南町)	優秀
H30	表彰実績なし	
H29	真穴多面的活動組織(八幡浜)	優秀

## 2-(5) 令和6年度取組状況について(取組目標と実施見込)

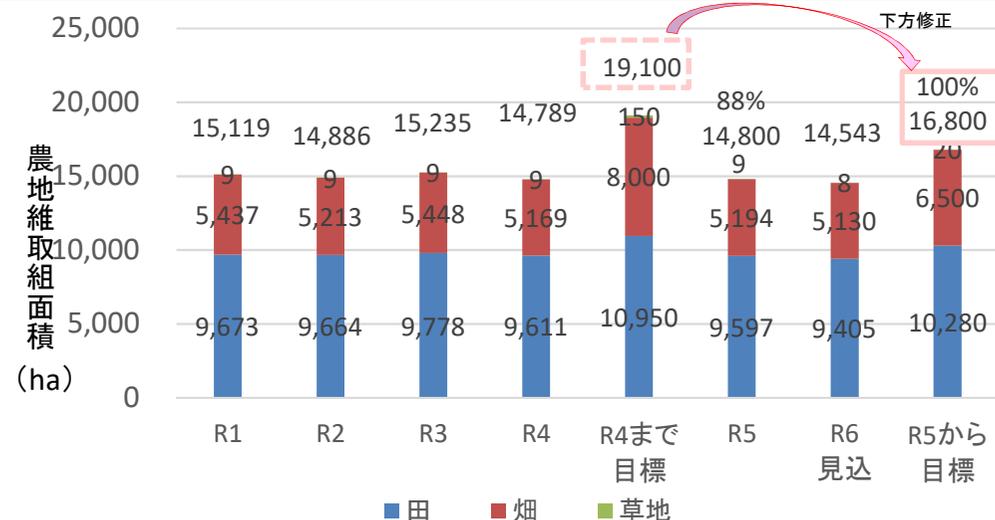
### 【取組目標と実施状況】

取組目標: 農地維持支払の取組面積16,800ha(農振農用地の約40%)※

→達成には、令和6年度実績見込から約2,250haの取組面積拡大が必要

区分	目標(R8)	見込(R6)	達成割合
田	10,280	9,405	91.5%
畑	6,500	5,130	79.0%
草地	20	8	40.0%
合計	16,800	14,543	86.6%

※目標値は、令和2年の農振農用地面積の約40%とし、期間をR5～R8に設定している。

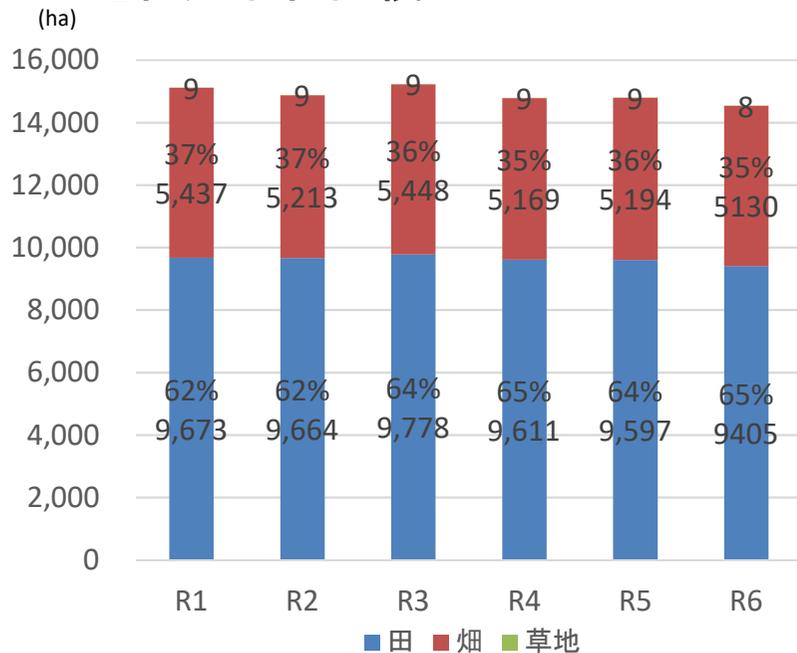


- ・昨年度(令和4年度)に目標を下方修正(※)したことから、**令和6年の達成割合は86.6%**となる見込み。
- ・令和5年度に活動終期を迎えた**180組織のうち、12組織が高齢化や役員のなり手不足等を理由に活動継続を断念。**
- ・令和6年度の実施見込みを地目別にみると、**田については目標の91.5%**であるのに対し、**畑については目標の78.9%**となっており、1.0%減少(R5:79.9%→R6:78.9%)、田に比べて依然達成率が低い状況となっている。
- ・取組面積は、**3組織(今治市、東温市)が活動を開始・再開し、加えて32組織が取組面積を拡大したこともものの、全体としては257ha減少した。**

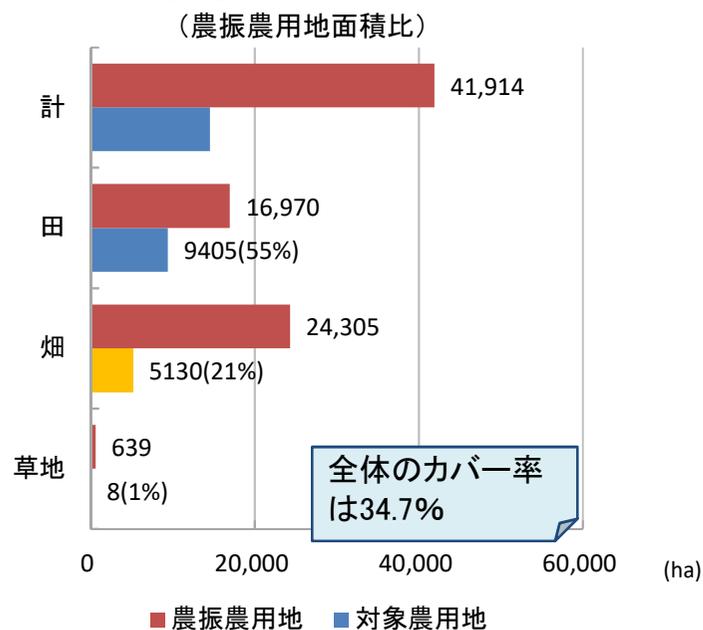
(※) 令和4年度まで、平成23年度農振農用地面積の約40%にあたる19,100haを目標としていたが、農振農用地面積は、過去10年間で12%減少しており、目標設定基準としている平成23年の農振農用地面積は実際と乖離していることから、実情に合わせて下方修正したもの。

# 3-(1) 農地維持支払の活動実績 ②地目別

## 1 地目別取組面積



## 2 地目別カバー率(R4)



※農振農用地面積はR4年12月末現在

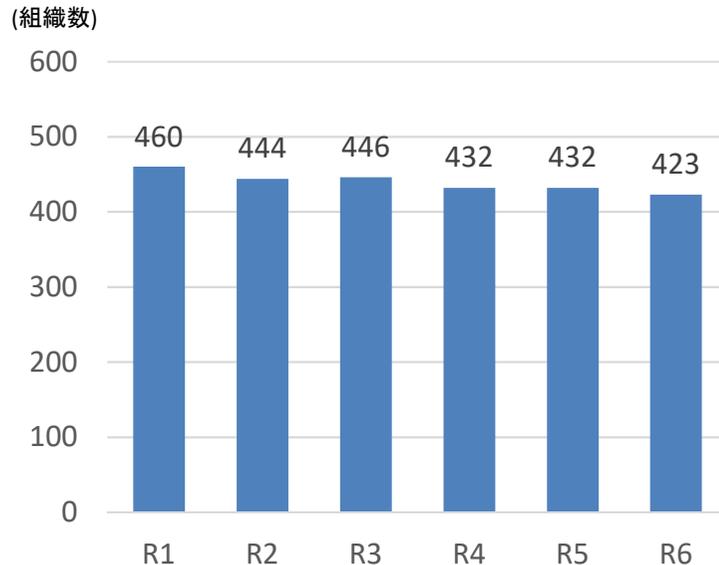
- ・地目別の取組面積は、田9,405ha、畑(樹園地含む)5,130ha、草地8haで、田の面積が全体の65%、畑が35%。
- ・前年度比では、田192a減、畑64ha減となった。
- ・カバー率(認定農用地面積÷農振農用地面積)は、全体で34.7%、地目別では、田55%、畑21%、草地1%。
- ・地目別カバー率は全国平均と比べると低いが、中国・四国地方では同水準となっている。

(参考) 全国の地目別カバー率(R5) (出典: 令和5年度多面的機能支払交付金の実施状況(農林水産省))

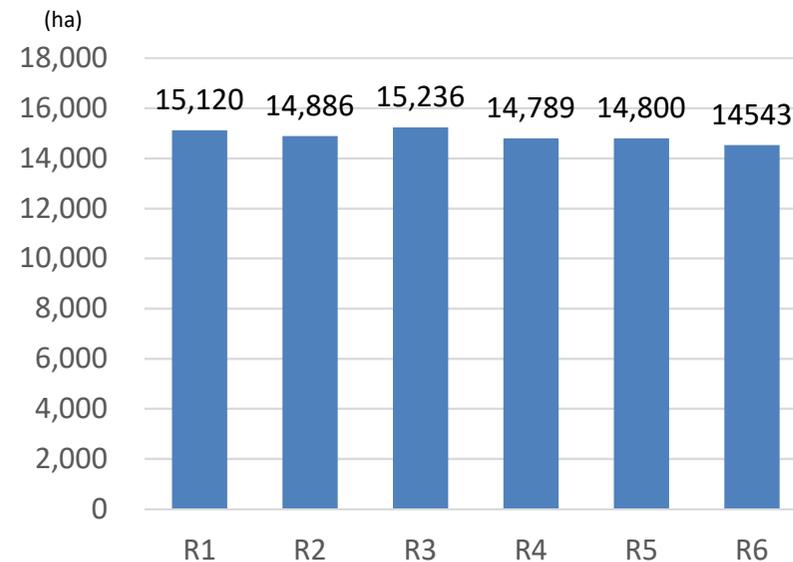
全国平均57%(田66%、畑46%)、中国5県45%(田53%、畑24%)、四国4県39%(田53%、畑20%)

# 3-(1) 農地維持支払の活動実績 ①全体

## 1 活動組織数



## 2 活動面積



- ・新居浜市を除く19市町で実施しており、令和6年度の実施見込は、活動組織数が**423組織**（前年から9減（12廃止、2新規、1復活））、取組面積が**14,543ha**（前年比257ha減）。交付金額は**384,772千円**。
- ・令和5年度に活動終期を迎えた**180組織**のうち、**12組織が高齢化や役員のみ手不足等を理由に活動継続を断念**。
- ・一方で、今治市で1組織が活動を再開し、今治市、東温市で1組織が新規に活動を開始した。（**3組織の取組面積合計35.7ha**）

※令和3年度の組織数・面積増は、八幡浜市の中山間直払に取り組む組織が新たに活動に取り組んだことによるもの。

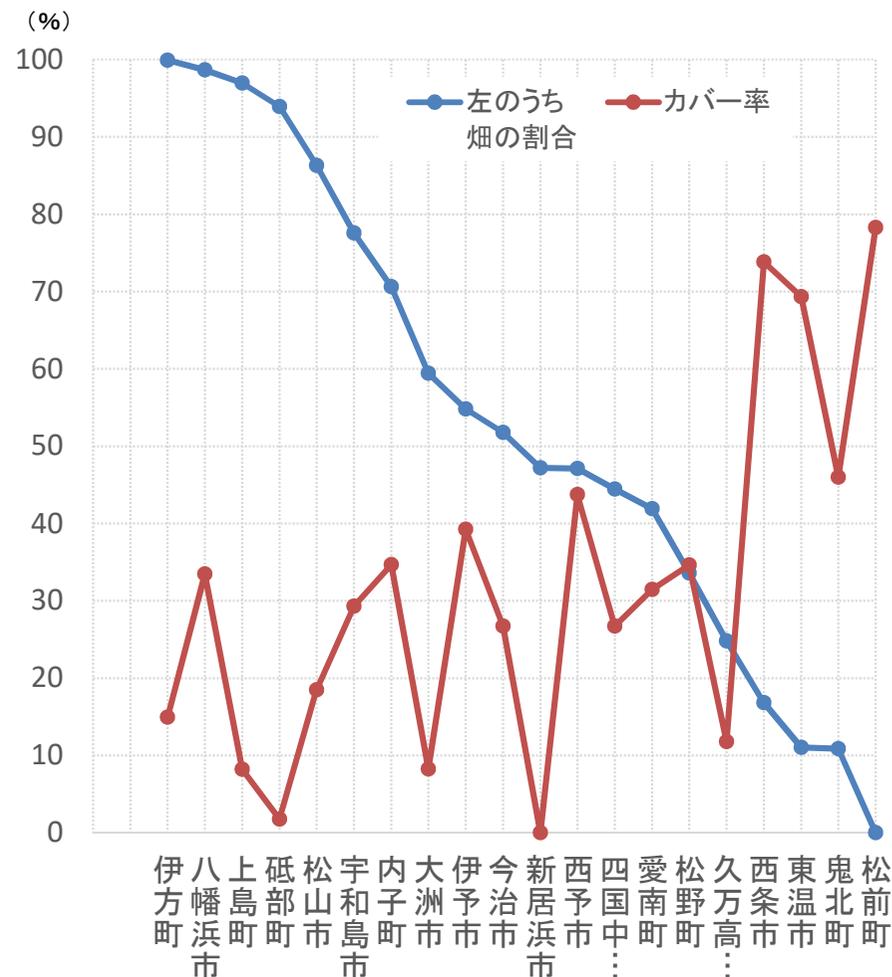
# 3-(1) 農地維持支払の活動実績 ③市町別

## 1 取組面積とカバー率 (ha、%)

市町名	農地維持 取組面積	農地			農振農用地 面積(R4)	左のうち 畑の割 合	カバー率
		田	畑	草地			
四国中央市	322	297	25	0	1,205	44%	26.7%
新居浜市	0	0	0	0	165	47%	0.0%
西条市	3,394	2,990	404	0	4,597	17%	73.8%
今治市	797	570	226	0	2,980	52%	26.7%
上島町	14	0	13	0	164	97%	8.2%
東予計	4,526	3,857	669	0	9,111	34%	49.7%
松山市	872	314	558	0	4,715	86%	18.5%
伊予市	798	552	246	0	2,033	55%	39.2%
東温市	935	899	36	0	1,349	11%	69.3%
松前町	544	523	22	0	696	0%	78.3%
砥部町	9	1	8	0	517	94%	1.8%
久万高原町	160	143	17	0	1,357	25%	11.8%
中予計	3,320	2,432	887	0	10,666	58%	31.1%
大洲市	211	108	104	0	2,556	59%	8.3%
内子町	487	167	320	0	1,406	71%	34.7%
八幡浜市	985	0	985	0	2,944	99%	33.5%
伊方町	369	0	369	0	2,464	100%	15.0%
西予市	2,169	1,415	754	0	4,959	47%	43.7%
宇和島市	1,535	719	807	8	5,239	78%	29.3%
松野町	186	167	18	0	537	34%	34.6%
鬼北町	370	332	38	0	804	11%	46.0%
愛南町	386	207	179	0	1,228	42%	31.5%
南予計	6,698	3,116	3,574	8	22,137	68%	30.3%
合計	14,543	9,405	5,130	8	41,914	58%	34.7%

※農振農用地面積はR4年12月末現在。 荒廃農用地は含まない。表示単位未満は四捨五入しているため、計と内容が一致しない場合がある。

## 2 畑の割合とカバー率(取組面積500ha以上)

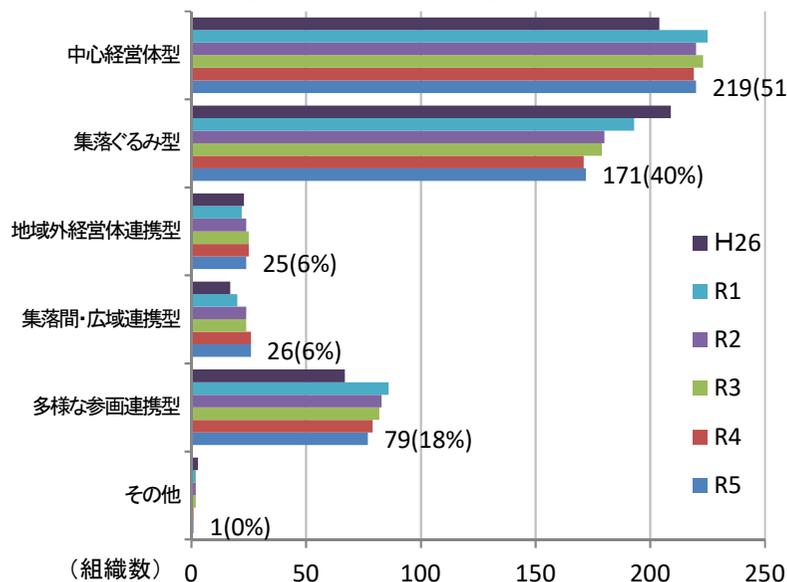


・農地維持支払の取組面積が500ha以上の市町については、農振農用地に占める畑(樹園地)の割合が高いほどカバー率が低い傾向にある。

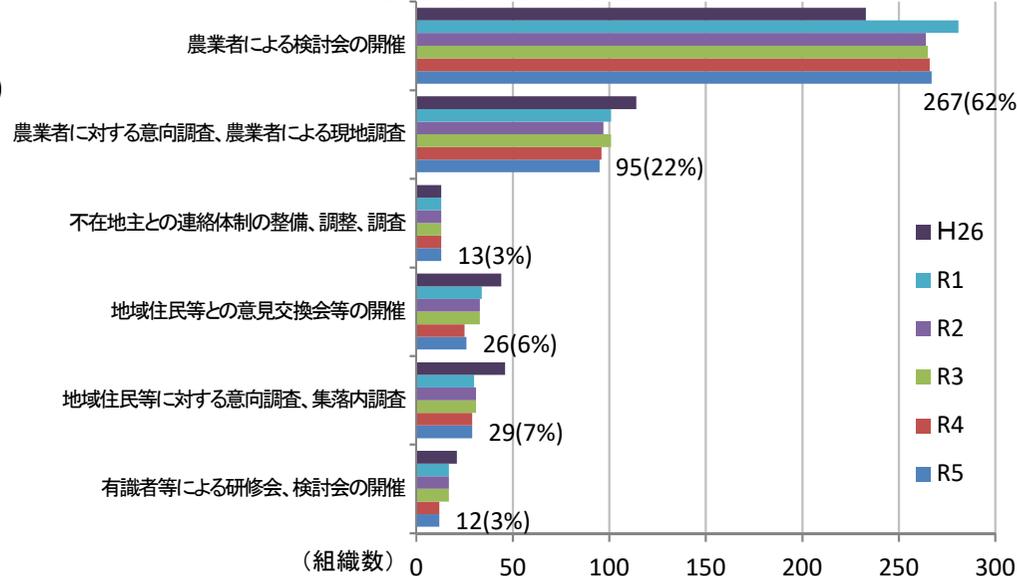
# 3-(1) 農地維持支払の活動実績 ④推進活動

## 1 地域資源の適切な保全管理のための推進活動(H30～R5)

(1) 地域資源の保全管理の目標



(2) 実践する推進活動

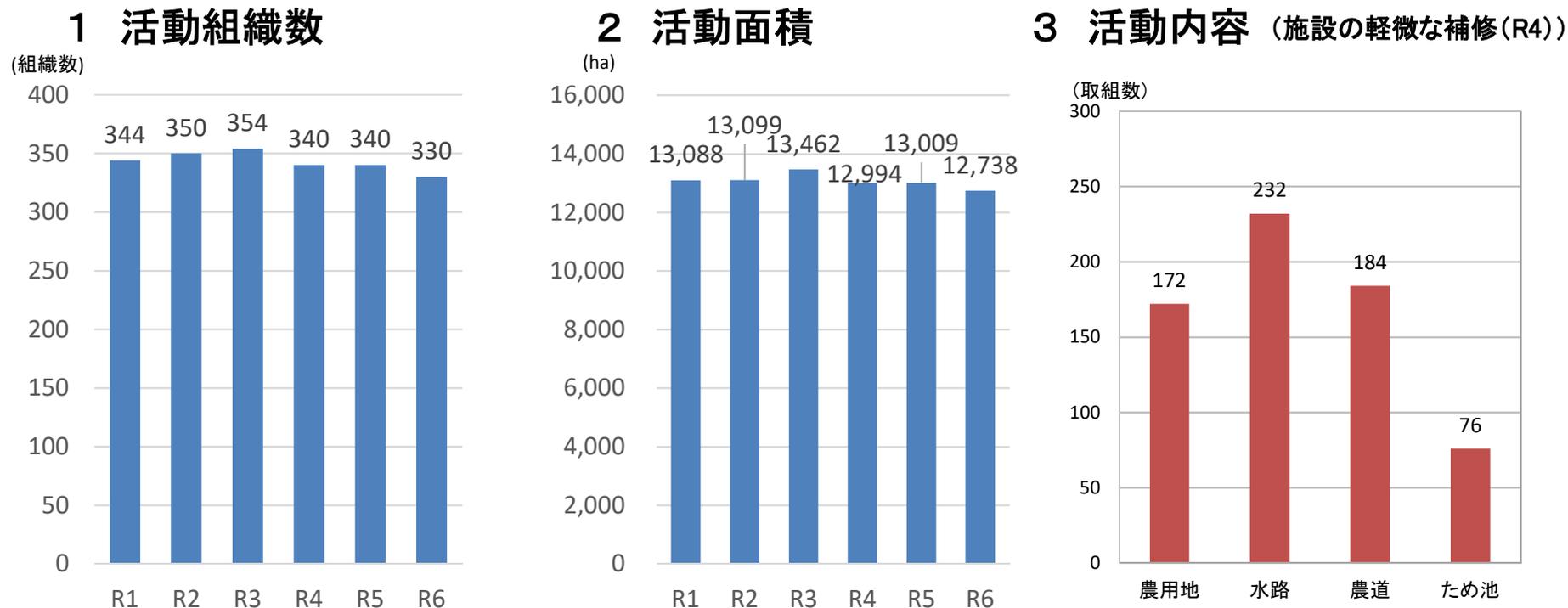


中心経営体型	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
集落ぐるみ型	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
地域外経営体連携型	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
集落間・広域連携型	広域的な農地利用調整、近隣集落との連携、旧村や水系等での連携を図り、集落間の相互労力補完や広域的活動により保全管理。
多様な参画連携型	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。

- ・ **保全管理の目標**は、**中心経営体型が最も多く220組織**（51%）、次いで**集落ぐるみ型172組織**（40%）となっている。
- ・ **推進活動**は、**農業者による検討会の開催が最も多く267組織**（62%）、次いで**農業者に対する意向調査、農業者による現地調査が95組織**（22%）となっている。

※ 保全管理の目標、推進活動は、複数選択している組織がある。

## 3-(2) 資源向上支払(共同)の活動実績 ①全体



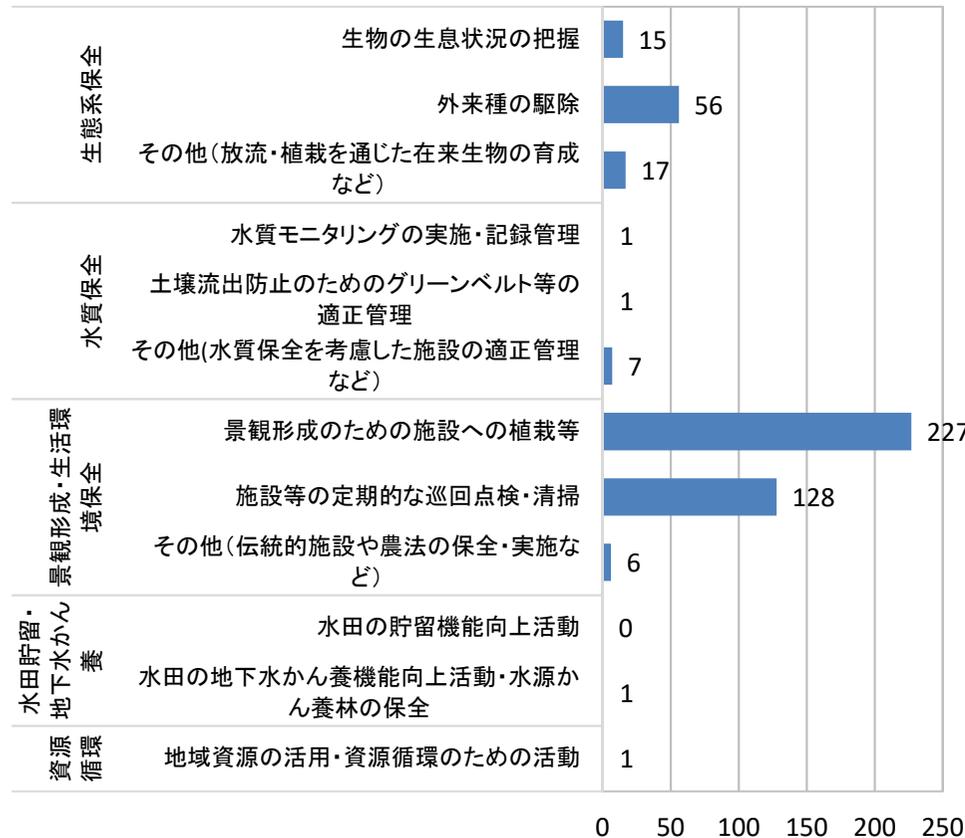
- ・新居浜市を除く19市町で実施しており、令和6年度の実施見込は、活動組織数が**330組織**(前年から10減)、取組面積が**12,738ha**(前年比271ha減)。交付金額は**184,177千円**。
- ・令和6年度の面積減少は、12組織の解散、2組織の活動再開・新規取組が影響したことによるもの。
- ・活動内容のうち、施設の軽微な補修については、**水路の補修に取り組んでいる組織が232組織で最も多く**(活動組織の70%)、次いで農道の補修、農用地の補修となっている。

## 3-(2) 資源向上支払(共同)の活動実績 ②活動内容

### 3 活動内容

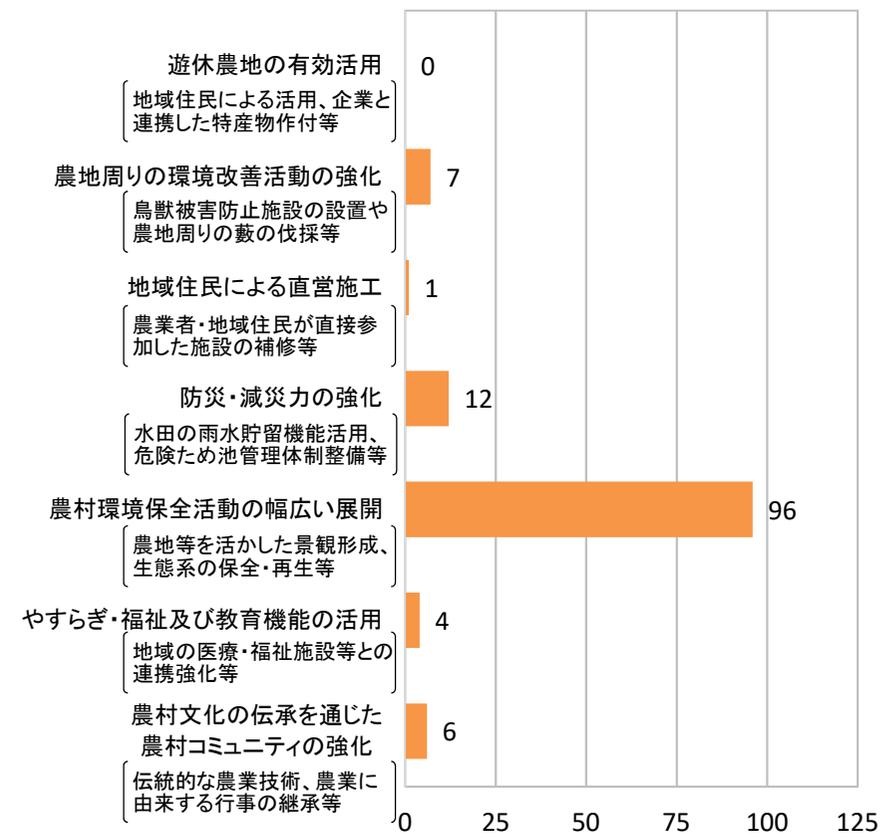
#### (2) 農村環境保全活動(R5)

(取組数)



#### (3) 多面的機能の増進(R5)

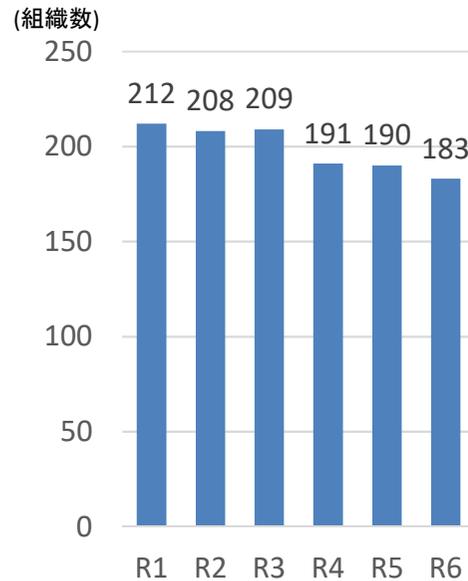
(取組数)



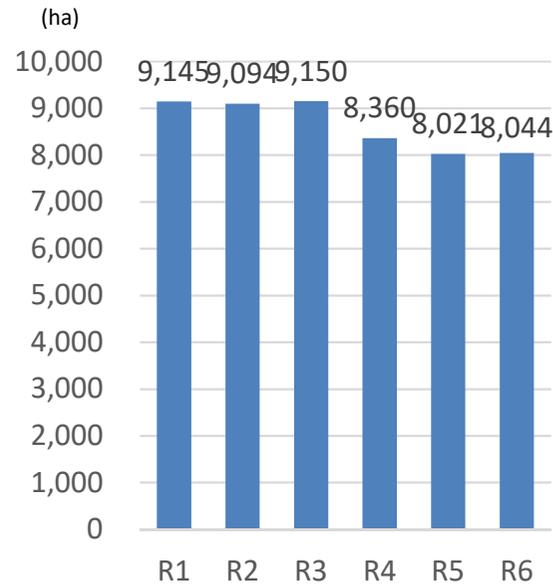
- ・ **農村環境保全活動**(取組総数460)では、**景観形成・生活環境保全**のうち**景観形成のための植栽等**(227組織)、**施設等の定期的な巡回点検・清掃**(128組織)、**生態系保全**のうち**外来種駆除**(56組織)などを実施。
- ・ **多面的機能の増進**を図る活動(取組総数126)では、約8割を占める96組織が「**農村環境保全活動の幅広い展開**」を選択。

## 3-(3) 資源向上支払(長寿命化)の活動実績 ①全体

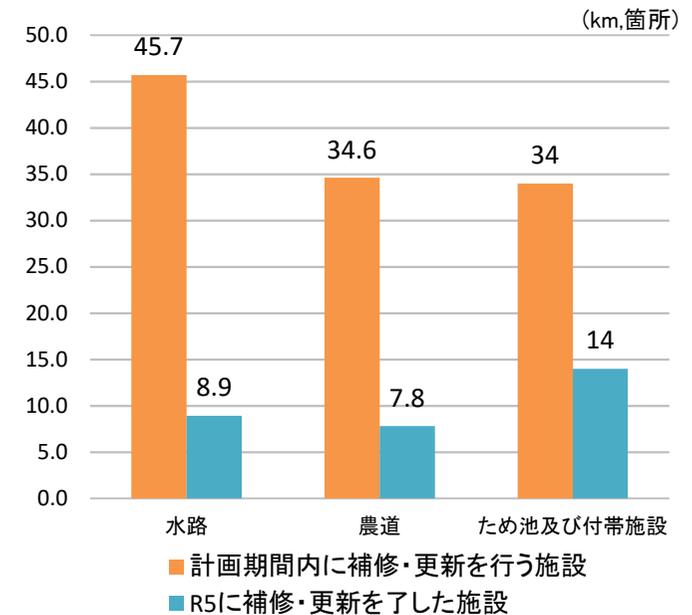
### 1 活動組織数



### 2 交付面積



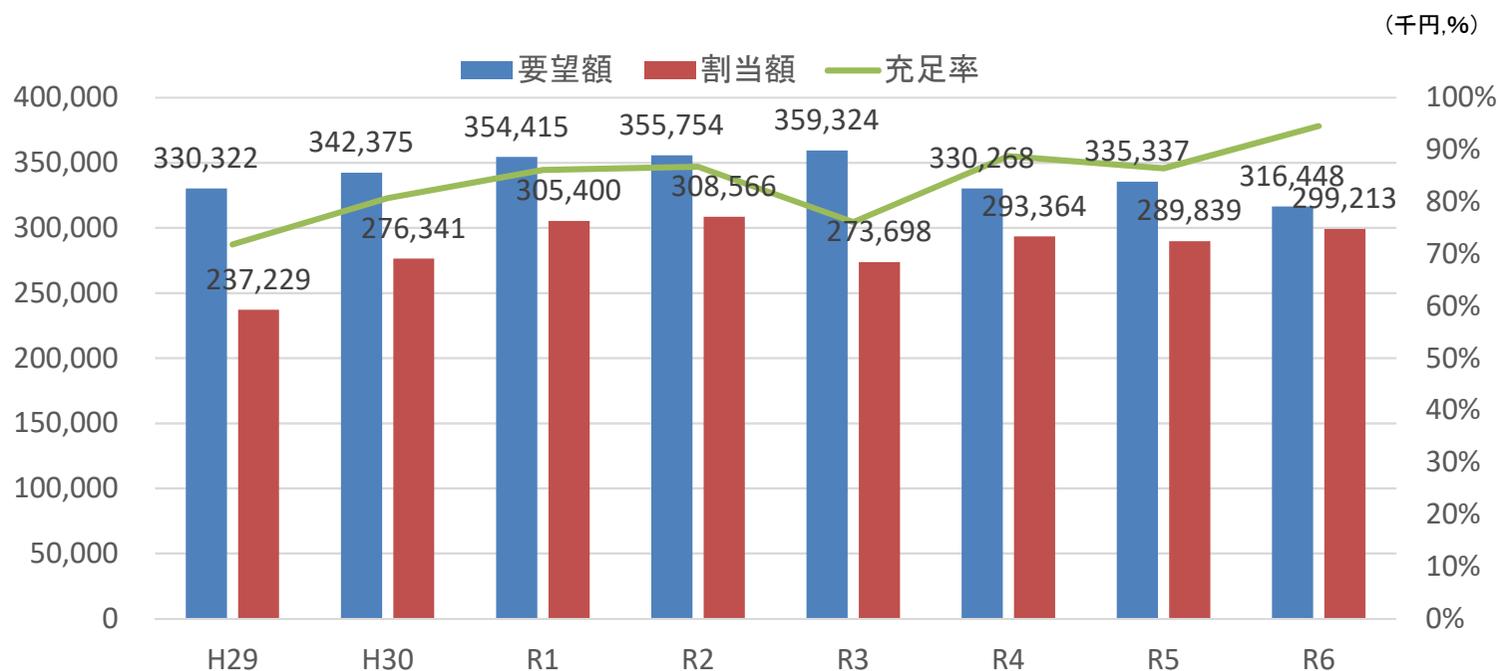
### 3 取組内容



- ・素掘り水路からコンクリート水路への更新、未舗装農道の舗装など、施設の**長寿命化に取り組むことで、点検・維持管理作業の頻度低減や労力軽減に繋げている。**
- ・14市町において実施しており、令和5年度の実施見込は、活動組織数が**183組織**(前年比7組織減)、交付対象面積が**8,044ha**(前年比13ha増)となっている。交付金額は、国予算が追加で交付されたことから、**299,213千円**となった。
- ・令和5年度時点で、各活動組織が**補修・更新を計画している施設は、水路48.5km、農道37.3km、ため池40箇所**。そのうち、令和5年度中に補修・更新した施設は、水路8.9km、農道7.8km、ため池14箇所。

### 3-(3) 資源向上支払(長寿命化)の実績 ②予算割当状況

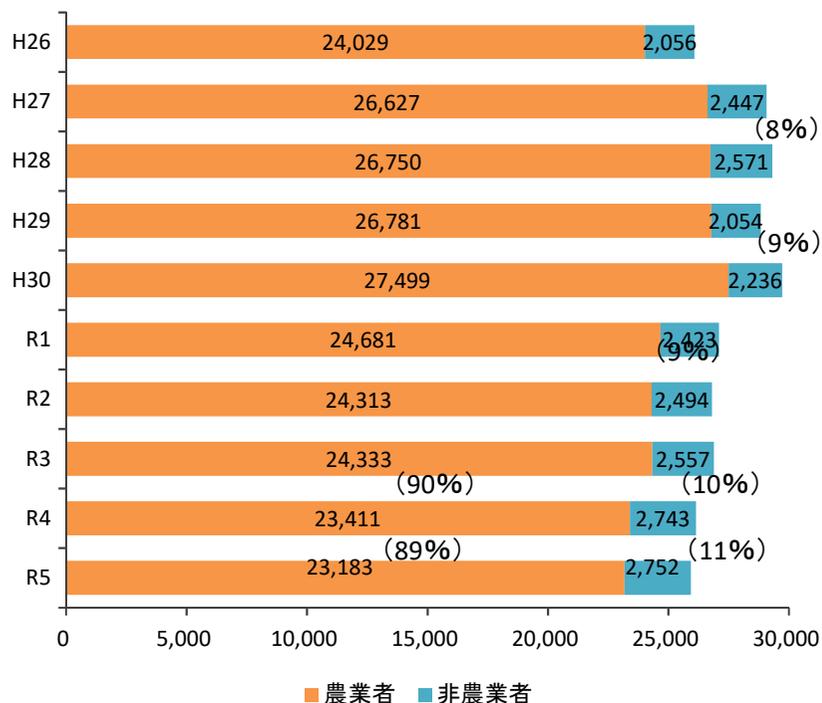
#### 4 要望額と割当額



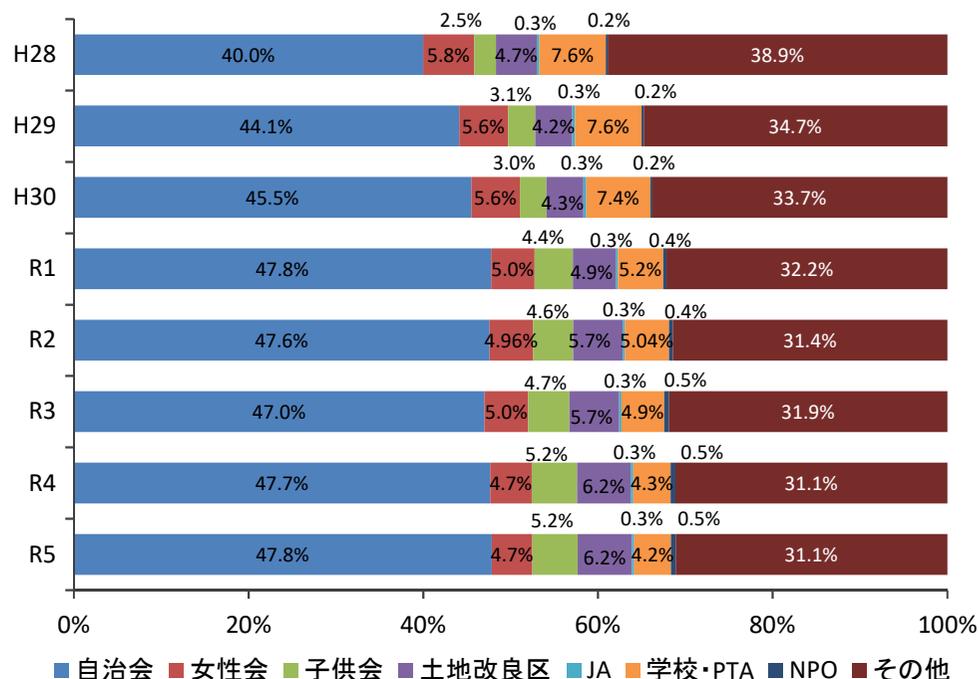
- ・全国的に長寿命化の要望量が多いため、近年は、**国交付金が、活動組織の要望額に満たない状況**が続いているが、今年度は10月に、国から追加配分があった。
- ・過去5年間ににおける国予算額の充足率は概ね80~90%で推移していたが、今年度は追加配分があったことから。充足率が95%となった。

### 3-(4) 非農業者の参画状況(H30~R5)

#### 1 活動組織構成員の内訳

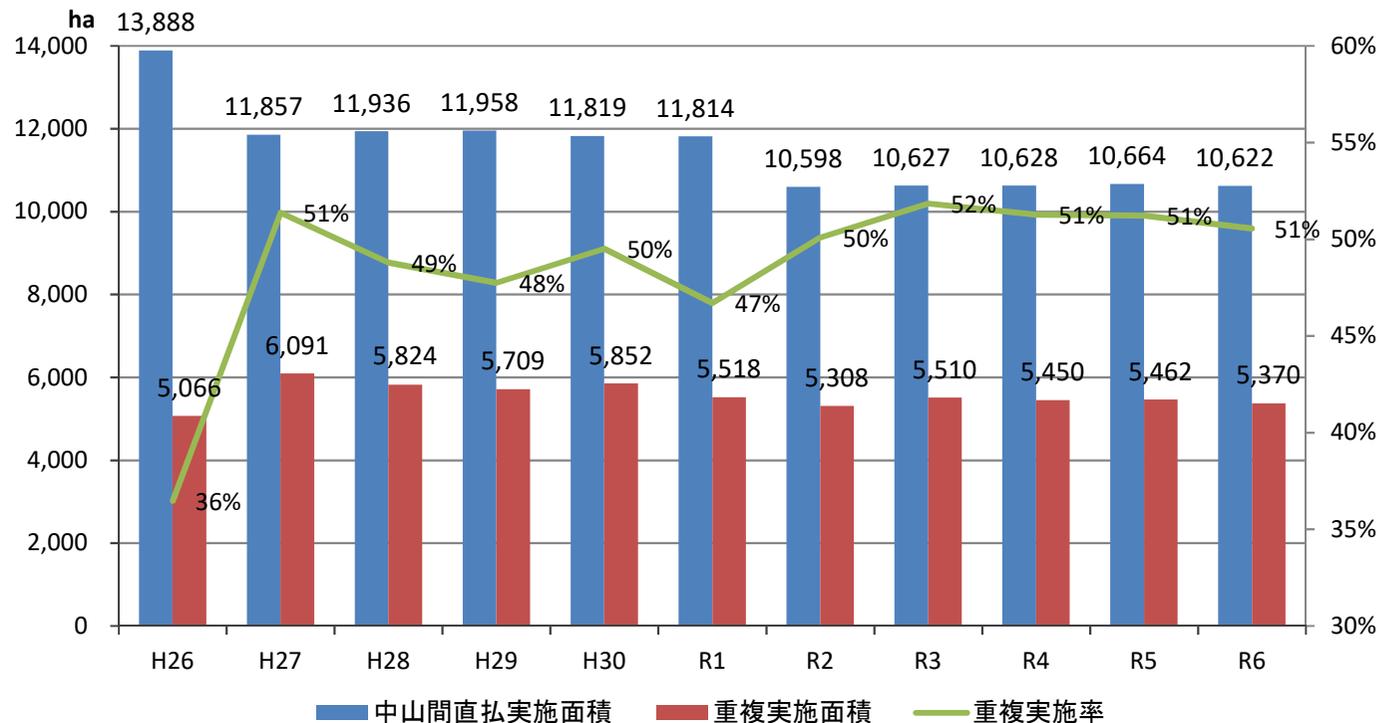


#### 2 活動組織構成員の非農業者団体の内訳



- ・令和5年度の構成員のうち非農業者(非農業者+非農業者団体)の占める割合は、全体の約1割となっている。
- ・過去5年間に占める非農業者の割合は**増加傾向**にある。
- ・非農家団体の構成員の内訳は、48%が自治会組織であり、次いで土地改良区、学校・PTA、女性会、子供会となっている。
- ・近年は、**土地改良区、子供会の構成割合が増加傾向**にある。

### 3-(5) 中山間直接支払との重複状況

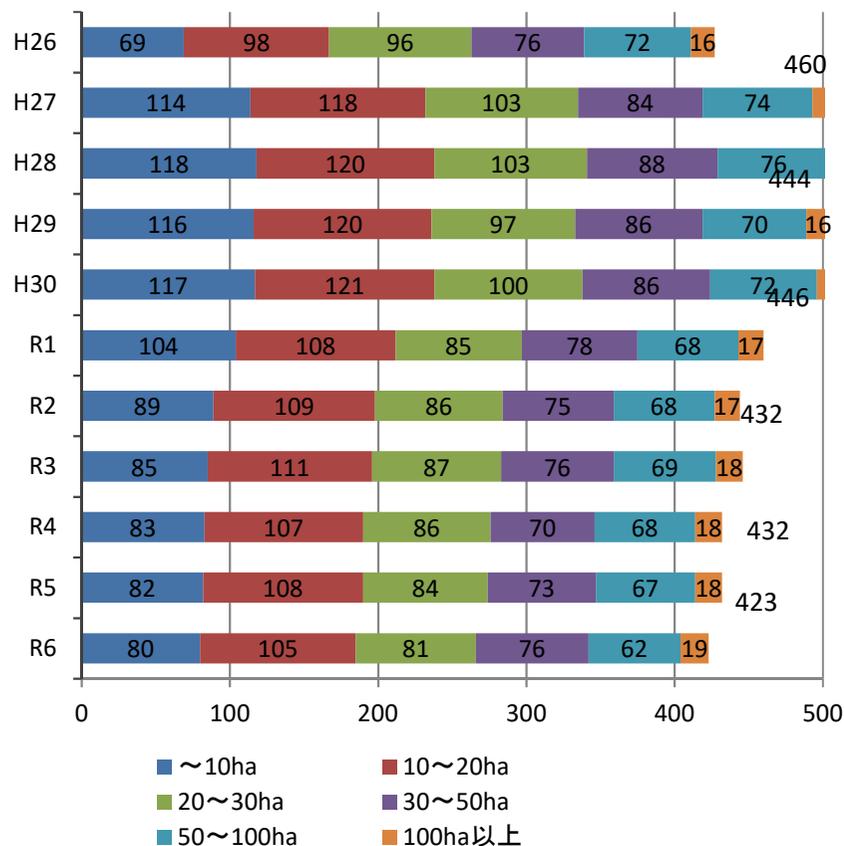


- ・中山間直払実施面積の**半数**で農地維持支払が実施されている。
- ・重複実施の面積を見ると、近年は新規の取組はあるものの活動を終了する組織もあることから**現状を維持**している状況であり、近年の重複実施率は50%前後で推移している。

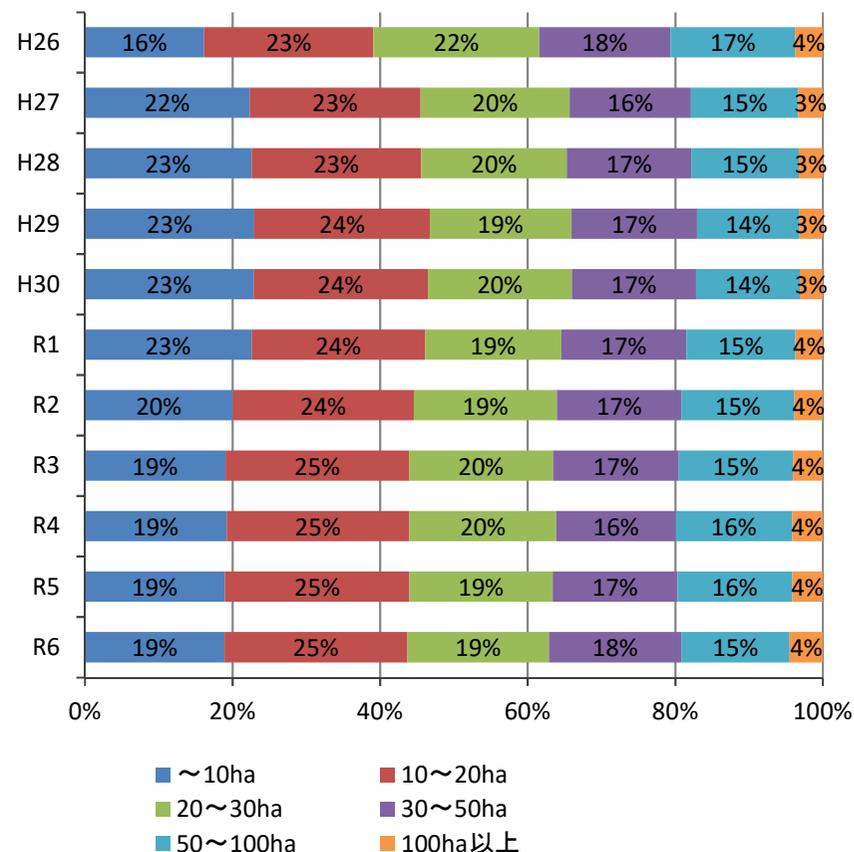
※中山間直払の対策移行年である令和2年度における重複実施率の上昇は、中山間直払の実施面積が減少したことによるもの。

# 3-(6) 取組面積規模別組織数・割合

## 1 規模別取組組織数



## 2 規模別取組組織の割合



- ・面積規模別の組織の割合は、前年度と比較すると、30~50haの組織の割合が増加、50~100haの組織の割合が1%減少した。
- ・広域活動組織の目安である50ha以上の組織は85組織で全体の19%。

# 3-(7) 令和6年度多面的機能支払交付金交付見込一覧表

令和6年度 多面的機能支払交付金(農地維持支払・資源向上支払(共同活動・長寿命化)) 実施見込一覧表(事業費ベース)

令和6年10月末現在

市 町 名	農地維持&資源向上(長寿命化除く)											資源向上支払(長寿命化)					多面的機能支払 交付金合計 (千円)		
	対象組織数	農地維持支払				支農地維持 交付金 (千円)	対象組織数	資源向上支払(共同活動)				支共同資源 向上 交付金 (千円)	対象組織数	資源向上支払(長寿命化)				支長資源 向上 交付金 (千円)	
		田	畑	草地	計			田	畑	草地	計			田	畑	草地			計
四国中央市	12	29,671	2,542		32,213	9,410	9	27,143	1,285		28,428	4,187	9	27,143	1,285		28,428	11,423	25,019
西条市	49	298,994	40,370		339,364	97,772	47	286,159	39,681		325,840	53,471	35	242,591	35,846		278,437	106,344	257,587
今治市	27	57,030	22,626		79,656	21,634	26	55,461	22,453		77,914	11,337	22	54,651	13,154		67,805	24,006	56,977
上島町	1	31	1,320		1,351	273	1	30	1,319		1,349	165							438
松山市	31	31,399	55,847		87,246	20,589	31	31,397	55,845		87,242	10,673	13	13,007	9,383		22,390	7,117	38,379
伊予市	19	55,164	24,617		79,781	21,473	18	54,923	24,085		79,008	11,117	13	50,866	18,091		68,957	24,341	56,930
東温市	23	89,948	3,597		93,545	27,704	18	69,201	2,591		71,792	10,863	12	50,901	2,197		53,098	20,738	59,304
松前町	15	52,263	2,179		54,442	16,115	15	52,263	2,179		54,442	9,547	15	52,263	2,179		54,442	19,963	45,624
砥部町	1	139	781		920	198	1	139	781		920	95							293
久万高原町	15	14,313	1,707		16,020	4,635	15	14,313	1,707		16,020	2,414	1	2,006	74		2,080	848	7,897
大洲市	12	10,758	10,380		21,138	5,303	3	1,119	3,644		4,763	541	1	1,841	990		2,831	953	6,797
内子町	16	16,702	32,033		48,735	11,417	16	16,700	32,033		48,733	6,010							17,428
八幡浜市	12		98,480		98,480	19,696	11		97,065		97,065	9,491							29,187
伊方町	12		36,859		36,859	7,372	11		35,481		35,481	3,252							10,623
西予市	87	141,459	75,431		216,890	57,524	66	127,017	71,303		198,320	27,677	32	92,539	8,617		101,156	40,106	125,308
宇和島市	46	71,947	80,705	820	153,472	37,746	13	69,821	5,216	820	75,857	13,144	4	52,447	4,886	820	58,153	19,263	70,153
松野町	14	16,737	1,849		18,586	5,391	3	6,272	849		7,121	1,199	6	5,151	1,544		6,695	2,434	9,023
鬼北町	18	33,217	3,756		36,973	10,716	18	33,217	3,756		36,973	5,441	12	26,334	1,657		27,991	11,263	27,420
愛南町	13	20,749	17,896		38,645	9,804	8	20,684	5,859		26,543	3,630	8	19,818	12,084		31,902	10,415	23,849
合 計	423	940,521	512,975	820	1,454,316	384,772	330	865,859	407,132	820	1,273,811	184,253	183	691,558	111,987	820	804,365	299,213	868,238

※表示単位未満は四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

➤長寿命化の国予算割当増(要望の94%)の影響で、**交付金合計額は、868,238千円**となり、前年度から4,006千円の減少。

## 3-(8) 解散した組織の分析と対策の検討

### ① 解散した組織概要

令和5年度の活動を最後に解散した組織

- ・組織数 : 12組織
- ・市町 : 7市町(伊予市、松前町、久万高原町、大洲市、伊方町、西予市、鬼北町)
- ・対象農用地 : 22,861a(最大5,360a、最小228a)
- ・事業費 : 14,814千円(最大4,087千円、最小101千円)

### ② 解散の理由

- ・構成員及び役員の高齢化に伴う人員不足
- ・中山間地域等直接支払交付金の交付金メリットと事務負担の比較  
(多面交付金は交付金額に対して事務作業が多いことや、制度が煩雑となっているため)
- ・資源向上支払における施設の長寿命化のための活動が主の活動目的であったため、対策工事が完了したことに伴う解散

### ③ 組織解散への対策

- ・高齢化に伴う人員不足は、すべての組織が避けることのできない課題であり、国は広域化による活動組織の体制強化に努めている。  
また、県としても、広域化に至ることが出来ない組織の現状を踏まえたうえで、活動組織の体制維持及び連携の強化を実施していくことが必要不可欠となっており、検討が必要となっている。
- ・中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金では、国の事業制度に対する位置づけが異なるため、それぞれでメリットがある。引きつづき事業趣旨や、制度理解を深めていく必要がある。また、国へ要望事項として提言していく。

## 3-(9) 県が特に認める活動の追加(R7~)

### ① 組織の現状

農村の**人口減少・高齢化が進む**中、担い手農家に集中する農地や水路等の維持管理の負担軽減を図り、農業・農村が有する多面的機能の発揮を促進するため、多面的機能支払により、地域資源の維持保全や質的向上を図る地域の共同活動を支援してきたところだが、小規模組織を中心に体制維持が厳しい状況となっている。

### ② 組織体制強化に向けて

国及び県では、小規模組織の体制強化に向け、組織の広域化を推進してきたが、難色を示す組織が多いことから、まずは、**組織間の連携を促す**こととし、連携に取り組む組織が交付額のメリットを受けられるよう、実施要綱に基づく県基本方針に、県が特に認める活動として「複数の多面的機能支払活動組織が連携した活動」を新たに追加する方向で調整等を進めたいと考えている。

### ③ 新たに追加の検討をしている活動

#### □ 複数の多面的機能支払活動組織が連携した活動

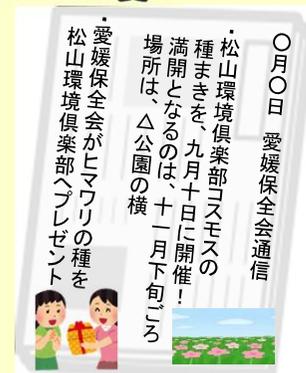
活動を契機として、※1活動組織間でのネットワークを構築(連絡体制の整備等)、活動組織で協力し、交流活動を行うこと。

※1: 合併している場合は、旧の組織単位で可能

#### 参考活動例

主導的な役割を担う人材の確保や育成、人材不足の解消を目的として、互いの組織に構成員として組織を位置づけ、必要に応じて活動へ参加して交流を図る。人手不足における、**活動の応援や技術指導・支援でも可。**

活動組織間で種や花を融通し、互いの活動を補完しあうとともに、互いの活動を紹介する等の広報活動を行い、組織間の関係性を深めて、**連携力を向上**させる。



## 3-(10) 令和6年度取組方針に対する総括

### ① 多様な人材の確保

・農業・農村の持つ多面的機能の重要性を広く啓発し、非農家、活動に賛同する企業や学生団体、女性や幅広い世代の参画を促し、農業者以外の参画と協働の深化を促進するため、広報活動により一層注力。

【**NEW** ロゴマークの作成、活動組織の現地確認、記事の作成・掲載、県特認活動の追加検討など】

### ② 既存組織の活動継続の支援

・令和5年度に活動終期を迎えた180組織のうち、99組織が活動終期をR6に延長し、69組織が活動始期をR6として継続(合わせて継続率93%)したが、12組織は高齢化や役員のなり手不足を理由に活動を断念。

【**NEW** 記事の作成・掲載、県特認活動の追加検討、市町を通じたヒアリングなど】

### ③ 畑(樹園地)地帯における実施率の向上

・中山間直払に取り組む今治市の1組織が多面の活動を再開したが、活動を断念する組織もあることから、中山間直払実施面積との重複実施率は50%前後で推移。

【具体的内容: 中山間地域等直接支払との併用PRするリーフレット配布など】

※畑における実施面積向上のためには、中山間直払集落が多面的機能支払に取り組むことが効果的であるが、中山間直払における畑の交付単価が3,500円/10a(緩傾斜)、11,500円/10a(急傾斜)であるのに対し、多面的機能支払は2,000円/10aと安く、事務量に対して単価が釣り合わないため取り組まないとの声が多い。

### ④ 取り組みやすい制度への改善

・活動組織の現状を直接確認し、改善要望を聞き取り、機会あるごとに国へ制度改善について要望。

・活動記録の備考欄に記載を求めている詳細な活動内容について、記載する内容を省略。

・メニューや加算要件の細分化などにより取り組みにくい制度になってきていることについて認識されているが、具体的な制度改善には至っていない。

【**NEW** 現地確認時のヒアリング、意見交換会等での事業拡充要望など】

## 4-(1) 令和7年度の取組方針について(課題)

### ① 活動参加者の固定化

- ・過疎化や高齢化により、多くの組織で活動自体が困難になりつつある。
- ・非農家の参画が重要であるが、微増にとどまっているため、状況の打破を図る。
- ・活動組織以外への情報発信が限定的で、多様な人材の確保への取組が少ない。

### ② 既存組織の活動継続の困難化と新規取組への高いハードル

- ・役員のなり手不足や5年という活動期間をネックに、次期活動を断念する組織がある。
- ・事務を委託したくても委託先が見つからない。
- ・メニューが複雑であることに加え、役員になれる人材はすでに他事業や自治会等の役員も担っており、事務負担が増大する新規取組はハードルが高い。
- ・組織の高齢化は待った無しの状況で、県としても組織の体制強化に向けて、新たな取り組みを開始する必要がある。

### ③ 畑(樹園地)地帯における低い実施率

- ・田に比べて畑(樹園地)のカバー率が低い。

### ④ 事例の情報発信

- ・事例を探そうと思ったときに、成功までの詳細なプロセスがわかる資料が少ない。

### ⑤ 難解な制度

- ・活動メニューや加算措置の要件が細分化され、難解なものになっている。

## 4-(2) 令和7年度の取組方針について(対応)

### ① 地域と多様にかかわる人材の確保

- ・**集落内の非構成員**へ向けて事業制度を啓発することで参画を促し、組織の**体制強化を図るための取組みを促進**。
- ・集落だけでなく地域として、多面的機能発揮のための農地維持、共同活動の**さらなる推進**に向けて、**組織間の連携や多様な団体の参画を促進**。

【具体的内容: 事業拡充内容掲載チラシの作成、事業内容の啓発、HPやイベントを通じた広報、県が特に認める活動の追加など】

### ② 既存組織の活動継続に向けた支援と組織体制の見直しの推進

- ・令和6年度末に活動終期を迎える組織は**193組織**(活動面積4,339ha)であり、今後調査を行い**活動断念意向のある組織について重点的にヒアリング**等を行ったうえで、**必要なアドバイスや活動を再開した組織の話**を行い、課題解決へ取り組み、活動継続を促す。
- ・**複数の多面的機能支払活動組織が連携した活動の促進**。
- ・JAや普及組織、土地改良区等とも連携しながら、**地域計画や産地計画等と連動した効果的な取組の推進や新たな事務委託先の開拓等**

【具体的内容: 組織の継続意向調査及び相談会の開催、県が特に認める活動の追加、広域化や事務委託など組織運営体制の見直し提案、優良事例の紹介など】

### ③ 畑(樹園地)地帯における実施率の向上

- ・**中山間直接支払実施協定**のうち、多面的機能支払未実施地区における**新規取組を支援**。

【具体的内容: 中山間地域等直接支払との併用PRするリーフレット配布、柑橘地帯における具体的活用方法を提案する説明会開催など】

### ④ 事例の情報発信

- ・県内で取り組まれている優良事例を現地確認等により幅広く収集し、**活動組織まで広く浸透**するための**広報活動の実施**。

【具体的内容: 実際に組織の現状を聞きとり事例の横展開に繋げる、事務説明会、意見交換会等で組織のニーズに応じた事例を紹介するなど】

### ⑤ 取り組みやすい制度への改善

- ・誰にでも分かりやすい**シンプルな制度体系への見直しや事務の簡素化を、国への要望**。

【具体的内容: 細分化されたメニューや複雑な単価の再編、事務の簡素化など】

# (参考1) 令和7年度における国の予算措置状況(政府予算案)

## 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

※括弧書きは令和6年度予算額。以下同じ。

【令和7年度予算概算決定額 50,048 (48,589) 百万円】

### <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

### <事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

### <事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円
  - ① 農地維持支払  
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
  - ② 資源向上支払  
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

### 交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	●農地維持支払(共同)※1	●資源向上支払(長寿命化)※1,2,3	●資源向上支払(長寿命化)※1,2,3	●農地維持支払(共同)※1	●資源向上支払(長寿命化)※1,2,3	●資源向上支払(長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、●に75%単価を適用〕

- ※1：●、●の資源向上支払は、●の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：●、●と併せて●の長寿命化に取り組む場合は、●に75%単価を適用
- ※3：●の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円  
交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

※下線部は拡充内容

#### 農地維持支払

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等  
農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

#### 資源向上支払

水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等  
老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外周補修

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）  
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

### 【加算措置】

(円/10a)

項目	都府県		北海道	
	田	畑	田	畑
多面的機能の更なる増進への支援	400	240	320	80
水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)への支援	400		320	

項目	交付単価		項目	交付単価	
	長期中干し	冬期湛水		組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと
環境負荷低減の取組への支援	800	4,000	40万円/組織		
	8,000	3,000			
	3,000	4,000			
	3,000	3,000			

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-219)

# 中山間地域等直接支払交付金の取組実績と 今後の取組方針について

令和7年 2月

愛媛県農林水産部農業振興局農地整備課

# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ① 交付要件、交付単価等

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付。  
 5年間を1対策期として事業を実施し、令和6年度は第5期対策の5年目(最終年度)となる。

## 交付要件

### 【対象地域】

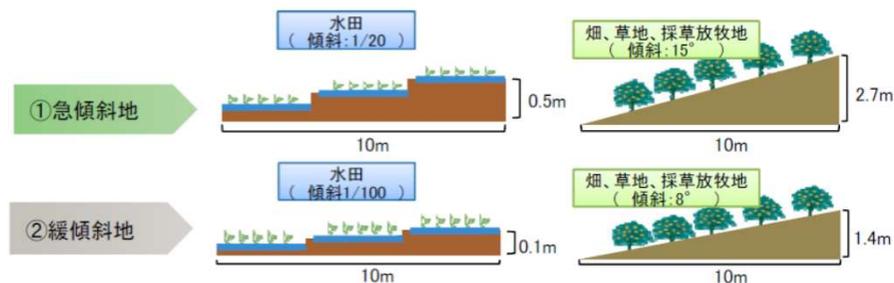
- ①通常地域：特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法の指定地域、棚田振興法の指定棚田地域
- ②県特認地域：知事が指定する地域（農林統計上の中山間地域など）

### 【対象者】

協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

### 【主な対象農用地】

- ①急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地：15°以上）
- ②緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地：8°以上15°未満）



### 【交付金の使途】

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用

## 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜	21,000
	緩傾斜	8,000
畑	急傾斜	11,500
	緩傾斜	3,500
採草・放牧地	急傾斜	1,000
	緩傾斜	300

## 協定の作成と活動の流れ

### ①協定の作成

集落の状況、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落マスタープラン、活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定書を作成

### ②協定の提出

作成した協定書（事業計画に添付）を市町に提出し、市町が認定

### ③活動の実施

協定に基づき、活動を実施

### ④実施状況の確認

市町が活動の実施状況を確認

# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ② 愛媛県特認地域

## 1 対象地域

【平成12年7月27日制定 / 平成14年4月23日改定（（1）はH12～、（2）はH14～）】

(1) 農林統計上の中山間地域（旧市町村単位）

(2) 地域振興立法8法\*の指定地域に隣接する旧市町村\*にあって、次のア～オの要件のうち、3つ以上の要件を満たす地域（旧市町村\*、大字又はセンサス集落）。ただし、D I D（人口集中地区）を除く。

※旧市町村とは、昭和25年2月1日現在での市町村をいう。

ア 農林業従事者割合が10%以上

イ 農林地率が75%以上

ウ 農業従事者の高齢化率が39.3%以上

エ 耕作放棄率が9.4%以上

オ 耕地面積に占める急傾斜農用地（田1/20以上、畑等15度以上）の割合が50%以上

※地域振興立法8法：特定農山村法、山村振興法、過疎地位の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法

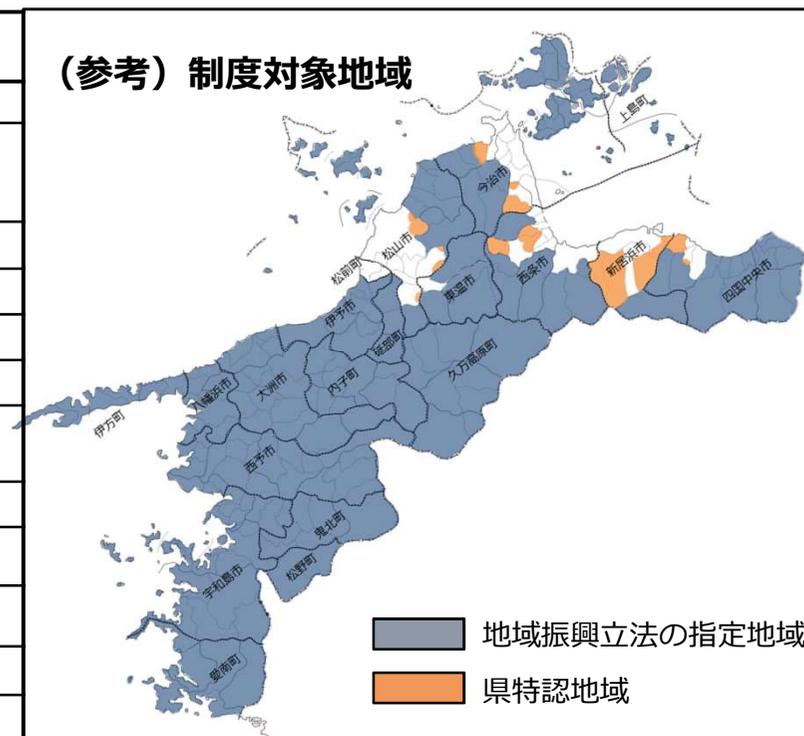
## 2 対象農用地

急傾斜農用地（田1/20以上、畑等15度以上）

(R4.3)

市町名	(1) 農林統計上の中山間地域	(2) 8法指定地域隣接
松山市		
松山市	伊台村	伊台村、小屋峠、東大栗、権現、福角、（大尺寺、東組）
今治市		
朝倉村	上朝倉村	(古谷)
大西町	(小西村)	(小西村)
菊間町		
新居浜市	(多喜浜村、船木村、大生院村、中萩町)	
西条市		
東予市		吉岡村
丹原町	徳田村	大字川根
四国中央市		
土居町	(天満村)	大字小林

### (参考) 制度対象地域



※（ ）は協定未締結地区

※5期対策では松山市伊台村と今治市小西村は対象地域要件（1）・（2）の両方に該当

※菊間町、亀岡村は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第十九号）により令和3年度から通常地域に移行

# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ③協定に定める活動内容

協定には、適正な農業生産活動に加え、**多面的機能の増進**につながる活動を**必須**の事項として記載。  
**農業生産活動等の体制整備**のための、より前向きな活動を協定に位置付けた場合には、**交付単価の10割**を交付。

## ① 農業生産活動等を継続するための活動

基礎単価（単価の8割を交付）

### ▶ 農業生産活動等（必須）

- 耕作放棄の発生防止活動、
- 水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）

### ▶ 多面的機能を増進する活動（次の中から1つ以上を選択）

- 国土保全機能を高める取組（周辺林地の管理等）
- 保健休養機能を高める取組（景観作物の作付、体験農園等）
- 自然生態系の保全に資する取組（魚類等の保護等）



【防護柵の設置】



【農道の草刈】



【景観植物の作付け】

## ② 体制整備のための前向きな活動

体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

### ▶ ①の活動に加え、**集落戦略を作成**

▶ **中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要。**



【地図を使った話し合い】



【作成に向けた打合せ】

## 集落戦略

- **集落戦略**とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について**協定参加者で話し合い**を行いながら作成する**集落全体の指針**。
- 中間年（令和4年度）までを目途に作成し、必要に応じて市町が指導しつつ、**協定期間中（令和6年度まで）に作成を了する必要がある。**

### 集落戦略の項目

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の継続のための支援体制

※ 作成しやすいよう、「○」を記入する形式を基本とし、事務負担の軽減を図る

### 集落戦略の作成と活用のイメージ

#### 1 協定参加者で話し合い

農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合い

※地図には、

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
  - ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
  - ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
  - ④ その他協定農用地を保全していくために必要な事項
- などを書き込みながら、協定参加者で話し合ってもらう

#### 2 集落戦略の作成、市町へ提出

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化

#### 3 集落戦略を元に更なるステップアップ

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現

# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ④加算措置

本交付金の対象となる基礎的な活動に加え、**地域農業の維持・発展**に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に**所定額が加算**される。

## ① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、**棚田地域の振興を図る**取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地  
※ 超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複は不可。



(活動事例)  
棚田オーナー制度による棚田地域振興活動

単 価：10,000円/10a (急傾斜地 田：1/20以上、畑：15度以上)  
14,000円/10a (超急傾斜地 田：1/10以上、畑：20度以上)

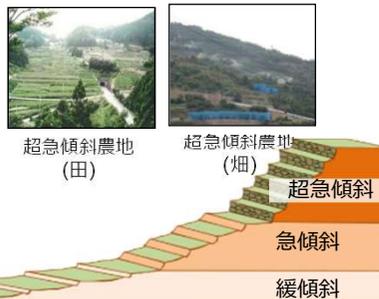
## ② 超急傾斜農地保全管理加算

**超急傾斜農地の保全等**の取組を行う場合に加算

対象協定：集落協定、個別協定

対象農地：田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単 価：6,000円/10a (田、畑)



超急傾斜農地 (田)

超急傾斜農地 (畑)

超急傾斜  
急傾斜  
緩傾斜

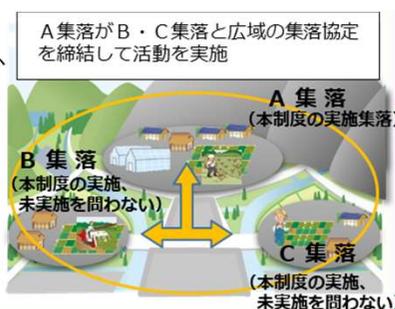
## ③ 集落協定広域化加算

**他の集落内**の対象農用地を含めて**協定を締結し、主導的な役割を担う人材を確保**した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a (地目にかかわらず)



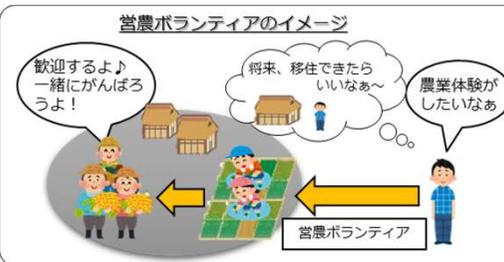
## ④ 集落機能強化加算

新たな**人材の確保**や**集落機能**（営農に関するもの以外）を**強化**する取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a  
(地目にかかわらず)



[対象活動の例]

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）
- 鳥獣対策に必要な外部人材確保など

## ⑤ 生産性向上加算

**生産性向上を図る**取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a  
(地目にかかわらず)

[対象活動の例]

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- スマート捕獲を活用した鳥獣被害防止対策
- 農作業の省力化 など  
(作業の効率化や軽労働化)



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

## 2. 令和6年度の取組方針と対応状況

### 【取組方針】

#### 1. 協定で定めた活動の着実な実施に向けた支援

##### (1) 「集落戦略」の作成支援

集落戦略の策定率を74%（R5.12月時点）から100%（R7.3月まで）へ

##### (2) 加算措置の目標達成に向けた支援

加算措置に取り組む全協定がR6年度中に目標を達成

##### 【具体策】

県・市町担当者との情報連絡会や活動状況調査の実施により取組状況を把握し、目標達成に向けた支援を行う。

#### 2. 次期対策への活動継続に向けた取り組みの推進

##### (1) 廃止意向協定に対する活動継続に向けた支援

中間年評価で廃止意向を示した協定に対し、協定の統合や事務委託、個別協定での活動継続を推進

##### (2) 新規協定の掘り起こし

過去に本制度に取り組んでいた集落や未実施集落等へ制度の周知を図る

##### 【具体策】

- ・廃止意向の協定がある市町との意見交換会を開催し、課題解決に向けた話合いや検討を行う。
- ・集落説明会等でのリーフレットの配布や県ホームページで情報発信を行う。



耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保、集落の活性化を図る

### 【対応状況】

#### 1. 協定で定めた活動の着実な実施に向けた支援

▶集落戦略及び加算措置の県内での取組状況や最終年度を迎えるに当たっての留意点をまとめた資料を作成し、集落協定への的確な指導を市町へ依頼（6月）

▶県・市町担当者との情報交換会（10月）や市町への個別訪問（10～12月）を実施し、集落戦略の作成状況や加算措置の取組状況等についてヒアリングを行い、目標達成に向けた支援を行った。（R7.3までに達成見込）

▶集落説明会（八幡浜市：5月）において、集落戦略の作成方法や留意点について記載したリーフレットを配布し、集落戦略の作成を推進した。

#### 2. 次期対策への活動継続に向けた取り組みの推進

▶全集落協定に対して次期対策の継続意向調査を実施し、各協定の意向を把握するとともに、各市町担当者と意見交換を行い、今後の方策等について検討を行った。

▶協定の広域化や個別協定に関するリーフレットの作成・配布等を行い、活動継続に向けて推進を行った。

▶他事業（農村RMO等）の推進等と併せて、制度を紹介し、交付金の活用等の提案を行った。

# 2. 令和6年度の取組方針と対応状況（配布資料の一部）

## 【集落戦略の作成に関する資料】

### 集落戦略と加算措置の留意事項について

■ 中山間地域等直接支払制度においては、令和6年度が第5期対策の最終年度となります。  
 ■ 最終年度を迎えるにあたり、集落戦略と加算措置の留意点をまとめましたので、活動の参考としてください。

#### 1 集落戦略について

集落戦略とは、協定内で農業や集落の維持を図るために、地域の将来や農地をどのように引き継いでいくかについて、協定参加者で話し合い作成するもの（体制整備準備協定は、作成必須）です。  
 八幡浜市では、体制整備準備協定が23協定あり、R5年度末時点の策定率は0%となっています。

★集落戦略作成に当たっての留意点

- 体制整備準備（満額準備）の集落協定は、令和6年度中に集落戦略の作成を了すること。
- 集落戦略の地図に、以下の①～④に関する事項を記載し、活動を実践すること。  
 また、実践した内容について、活動日誌を作成し、保管すること。

【地図への記載事項】

- 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- 既廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
- 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- その他協定農用地を保全していくために必要な事項

※①～④のうち必ず1つは選択して実施すること  
 ※記載した事項は、R6年度までに実施すること  
 ※多面的機能支払で実施する内容でもOK（多面的機能支払で実施した記録の保存が必要）

- 地図を活用した話し合いを令和2年度から毎年度、実施すること。
- 集落戦略の話し合いを行った場合は、議事録を作成し、保管すること。

【※返還について※】

- 令和6年度中に作成できなかった場合や話し合いが行われなかった場合は、全ての協定農用地に対する交付金の体制整備準備分（2割分）を協定認定年度に遡って返還となる。
- また、体制整備準備の支給を要件としている加算措置（超急傾斜農地保全管理加算以外の加算）に取り組んでいる場合は、加算の交付金額についても返還となる。

#### 2 加算措置について

八幡浜市では、44協定のうち23協定が超急傾斜農地保全管理加算に、2協定が集落機能強化加算に取り組んでいます。

★加算措置に取り組むに当たっての留意点

- 令和6年度中に加算の目標を達成すること。
- 加算の取組内容（実績）について、毎年度、活動日誌等を作成し、保管すること。
- 加算額の使用方法は自由であるが、使用目的は加算の目標達成のために必要なものとする。
- 加算措置に係る交付金を次期対策へ繰越・積立することは適切でないため、令和6年度中に加算の目標達成に関連する使途に活用すること。

【※返還について※】

- 令和6年度中に加算の目標を達成できなかった場合や加算の活動をとりやめた場合は、協定認定年度に遡って返還すること。

## 【啓発資料】

資料2-3

### 中山間地域等直接支払制度（第6期対策）に向けて広域化を検討しませんか！

**現行**

各協定が活動・事務処理を実施

A協定 B協定 C協定 D集落(未実施)

申請・報告

市町

☑ 事務作業が年々大変になってきた  
 ☑ リーダーがいない  
 ☑ 役員のなり手がいない  
 ☑ 作業人員が足りない などなど...

➤ リーダーがいない  
 ➤ 人手が足りない  
 ➤ 交付金が足りない

➤ 人手は足りているが、事務作業が負担  
 ➤ 配分割合は自由に決めたい  
 ➤ 近隣に協定がない

**各協定・地域の実情に沿った広域化を推進**

**①協定の統合による広域化**

近隣集落や未実施集落と統合し、新規協定として活動を開始する

新協定

A集落 B集落 C集落 D集落

申請・報告

市町

**②事務の広域化**

協定はそのまま、事務局を新たに設置し、事務を外委託する

A協定 B協定 C協定 D協定

事務局

申請・報告

市町

まちづくり協議会  
土地改良区  
生産法人など

【①②共通のメリット】

- 事務負担の軽減  
交付金事務を一元化することにより、負担軽減が図られ、農業に専念することが可能
- 未実施集落の取組み拡大  
事務負担等により実施できなかった集落も取組みを開始
- 経費の削減  
資材購入等一括して発注することで経費を削減

【①のメリット】

- 交付金の増加  
自走式草刈機などの共同機械の購入が可能
- 役員・人手不足の解消

【②のメリット】

- 他協定との統一化が不要  
これまでの取組内容を変えることなく、事務負担を軽減することが可能

【デメリット】

- 意思決定等  
集落間調整など意思決定に時間がかかる場合がある
- 配分割合の統一化（※①の場合）  
共同活動費と個人配分の割合を統一する必要がある
- 交付金の減少（※②の場合）  
事務経費により集落交付額が減少する場合がある

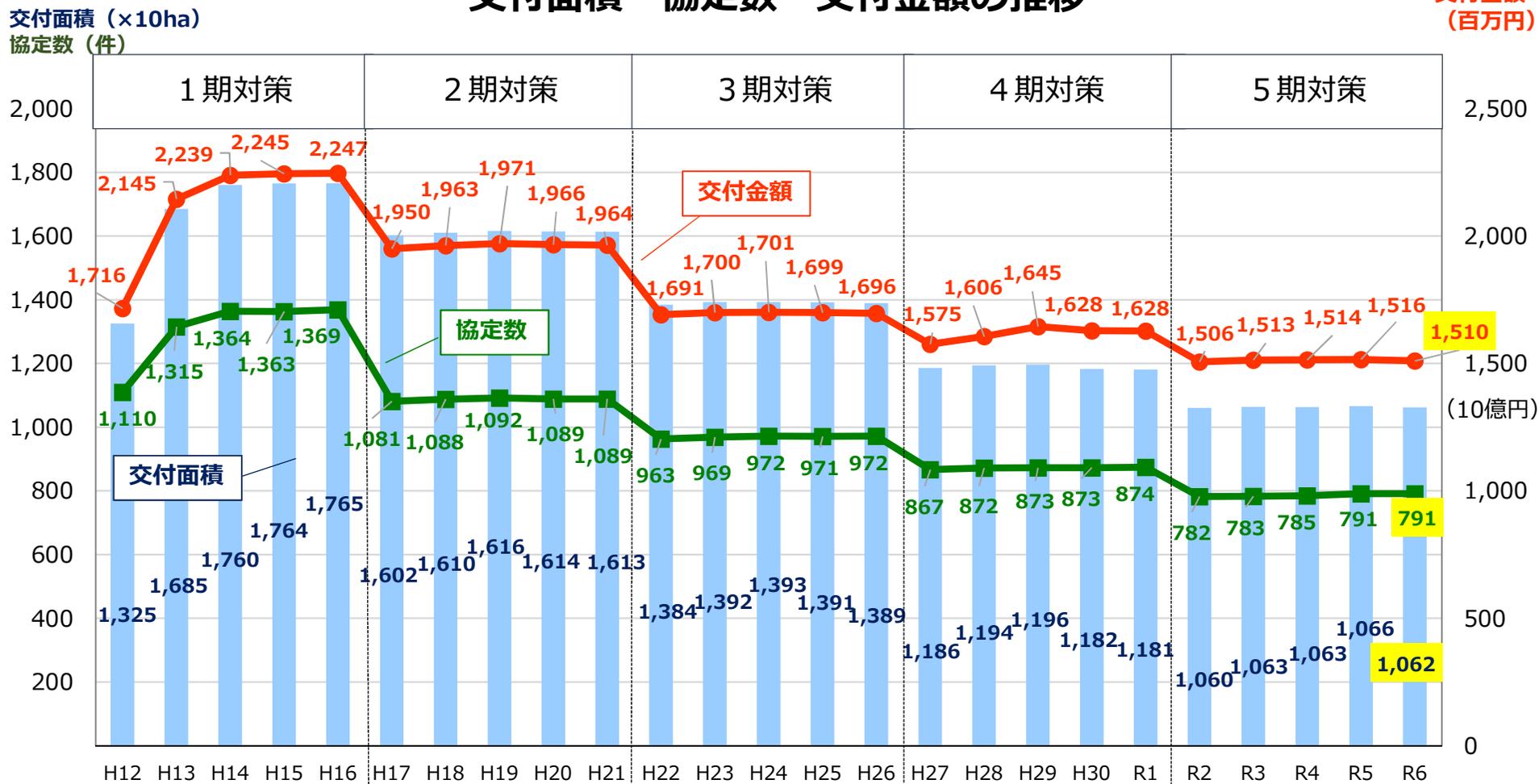
★県内の広域化の事例★

- 西予市 釜川上組集落協定：令和2年度に広域化（4集落が統合）\* 集落協定広域化加算を活用  
 ・集落を統合したことにより役員を集約することができ、事務負担の軽減を図ることができた。  
 ・既存の3集落のほか、役員の人材が確保できず、取組をやめていた1集落が取組を再開した。
- 松野町 富岡集落協定：令和2年度に広域化（2集落が統合）  
 ・協定を統合し、役員を減らすことで役員不足を解消し、土地改良区へ事務委託することで事務負担を軽減するとともに行政との連携を強化した。  
 ・自走式草刈り機を導入することができ、作業時間の短縮に繋がった。

### 3. 本県における取組の推移（1期～5期対策）

- ・ 協定数、交付面積、交付金額の全てにおいて、**第1期対策の最終年度（H16）**をピークに減少傾向となっている。
- ・ **第5期対策の5年目**となるR6年度は、協定数が**791協定**、交付面積が**10,622ha**、交付金額が**1,510百万円**となっている。

#### 交付面積・協定数・交付金額の推移



## 4. 令和6年度の実施状況 ①事業実施市町

- 令和6年度は、**17市町**（新居浜市、上島町及び松前町を除く）へ交付金を交付

### ○事業実施市町

制度対象市町	促進計画※ (2号事業) 策定市町	交付市町 (17市町)	四国中央市 西条市 今治市 松山市 伊予市 東温市 砥部町 久万高原町 大洲市 内子町 八幡浜市 伊方町 西予市 宇和島市 松野町 鬼北町 愛南町
		不交付市町	上島町 (R2~)
	促進計画※ (2号事業) 未策定市町		新居浜市
制度対象外市町			松前町

※促進計画とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第6条に定められた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画であって、法第3条第3項第2号の事業にかかるもの。

### ○交付市町数

	第4期	第5期					前年度比
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
制度対象市町数①	19	19	19	19	19	19	±0
交付市町数②	18	17	17	17	17	17	±0
交付市町率②/①	95%	89%	89%	89%	89%	89%	-

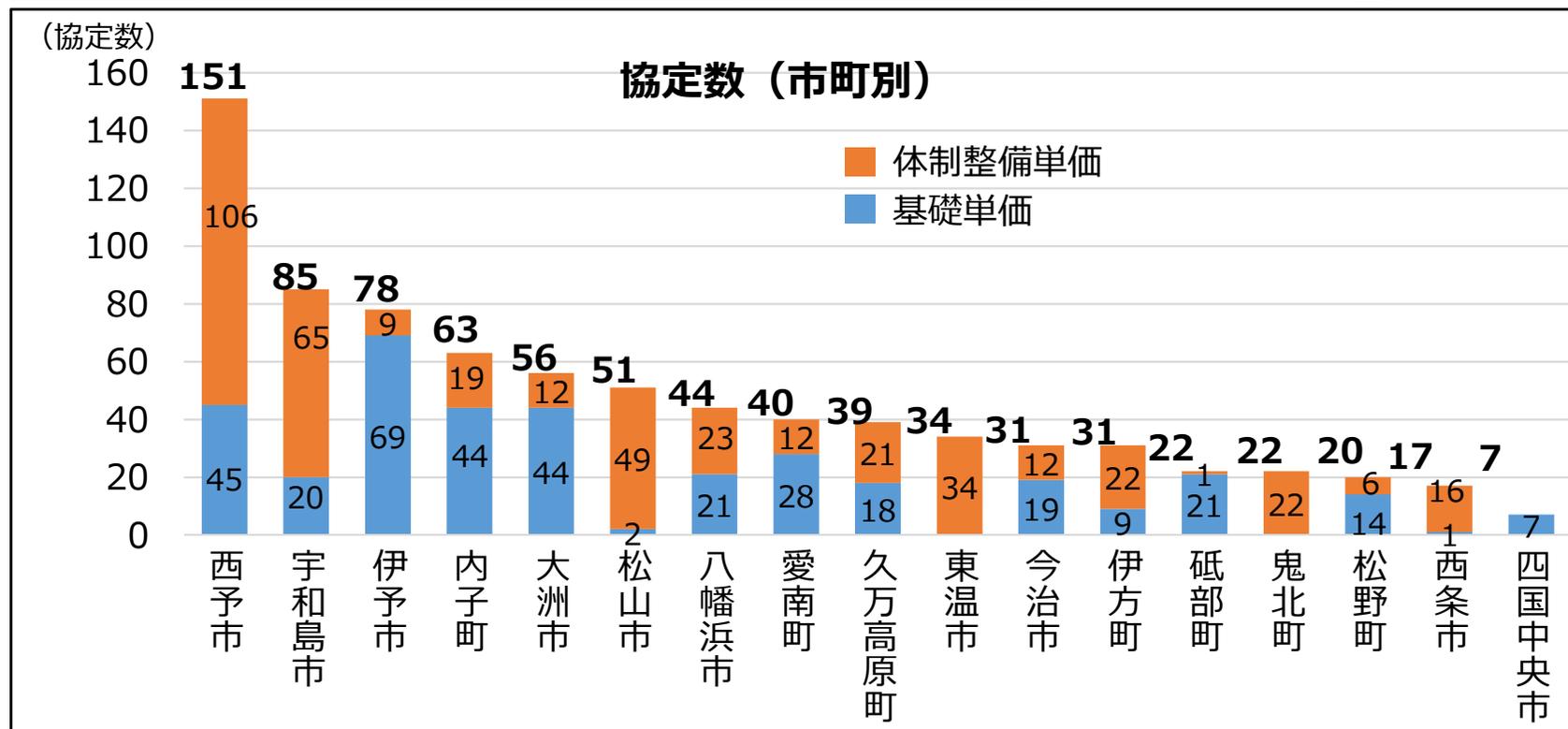
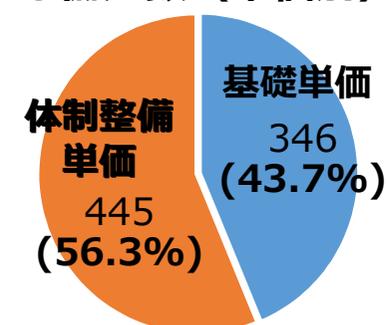
## 4. 令和6年度の実施状況 ②協定数

- ・協定数は**791協定**（全て集落協定）で、令和5年度と同じ
- ・**基礎単価**協定は**346協定**（44%）、**体制整備単価**協定は**445協定**（56%）

### ○協定の締結状況

年度	計	集落協定	
		基礎単価	体制整備単価
R6	791	346	445
R5	791	346	445
前年度比	0	0	0

### ○協定数（単価別）



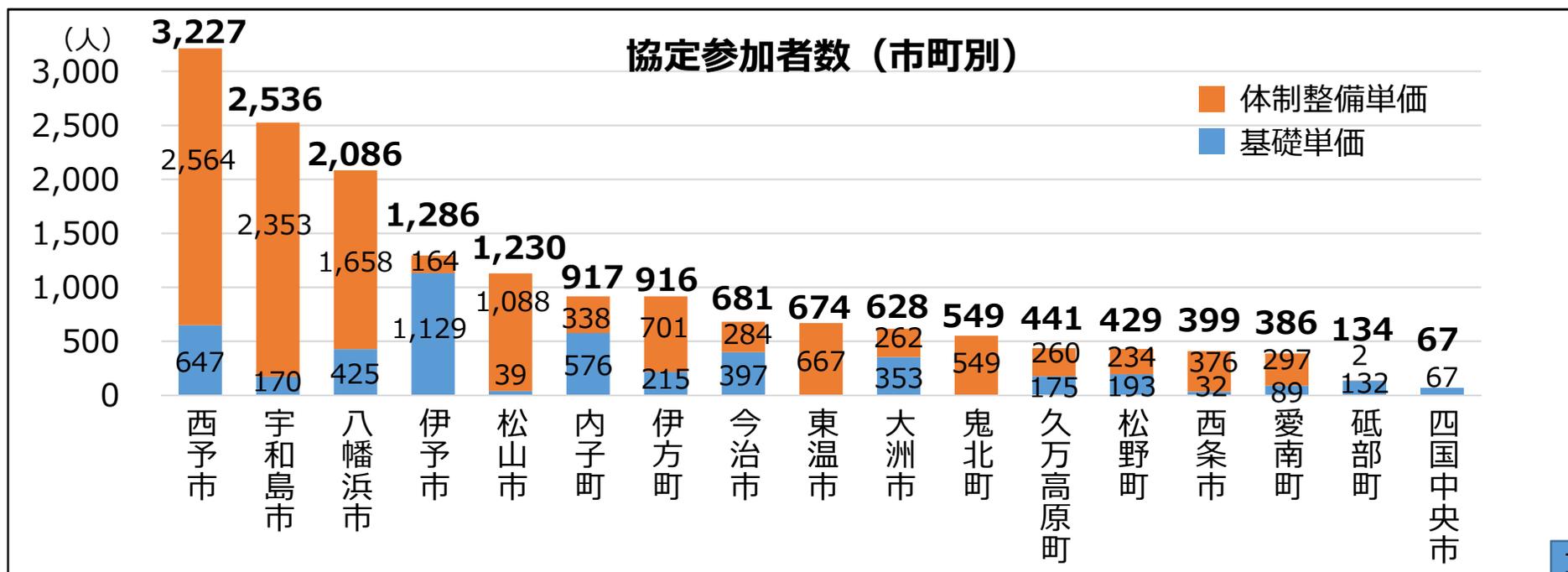
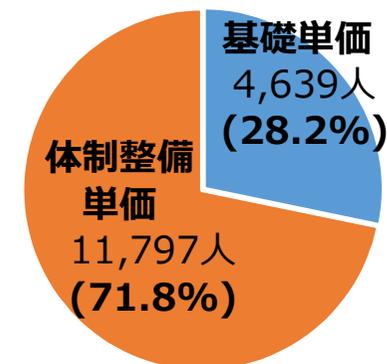
## 4. 令和6年度の実施状況 ③協定参加者数

- ・ 協定参加者数は16,436人で、令和5年度から147人減少
- ・ 基礎単価協定は4,639人（28%）、体制整備単価協定は11,797人（72%）

### ○協定参加者数

年度	集落協定		
	計	基礎単価	体制整備単価
R6	16,436人	4,639人	11,797人
R5	16,583人	4,659人	11,924人
前年度比	▲147人 (▲0.9%)	▲20人 (▲0.4%)	▲127 (▲1.1%)

### ○協定参加者数（単価別）



## 4. 令和6年度の実施状況 ④-1 交付面積

- ・ 交付面積は**10,622 ha**で、令和5年度から**42 ha減少**
- ・ 対象地域別では、**通常地域が10,457 ha**、**特認地域が165 ha**
- ・ 地目別では、**田が2,955 ha**、**畑が7,659ha**、**採草放牧地が9 ha**
- ・ 交付基準別では、**急傾斜が9,644 ha**、**緩傾斜が1,020 ha**
- ・ 交付面積規模別では、**10ha未満の小規模集落**が多い状況である。

### ○地目・交付基準別交付面積（R6年度見込み）

	通常地域				特認地域			計
	計	田	畑	採草放牧地	計	田	畑	
急傾斜	9,442 ha (▲38ha)	2,497 ha (▲10ha)	6,937 ha (▲28ha)	8 ha (±0)	163 ha (▲1ha)	106 ha (±0)	57 ha (±0)	9,605ha (▲39ha)
緩傾斜	1,015 ha (▲3ha)	351 ha (▲5ha)	663 ha (+2ha)	0.6ha (±0)	2.3ha (+0.6ha)	1.5 ha (±0)	0.8 ha (+0.6ha)	1,017 ha (▲3ha)
<b>県全体</b>	<b>10,457 ha</b> (▲42ha)	<b>2,848 ha</b> (▲15ha)	<b>7,601 ha</b> (▲25ha)	<b>9 ha</b> (±0)	<b>165 ha</b> (▲0.4ha)	<b>108 ha</b> (±0)	<b>58 ha</b> (+0.6ha)	<b>10,622 ha</b> (▲42ha)

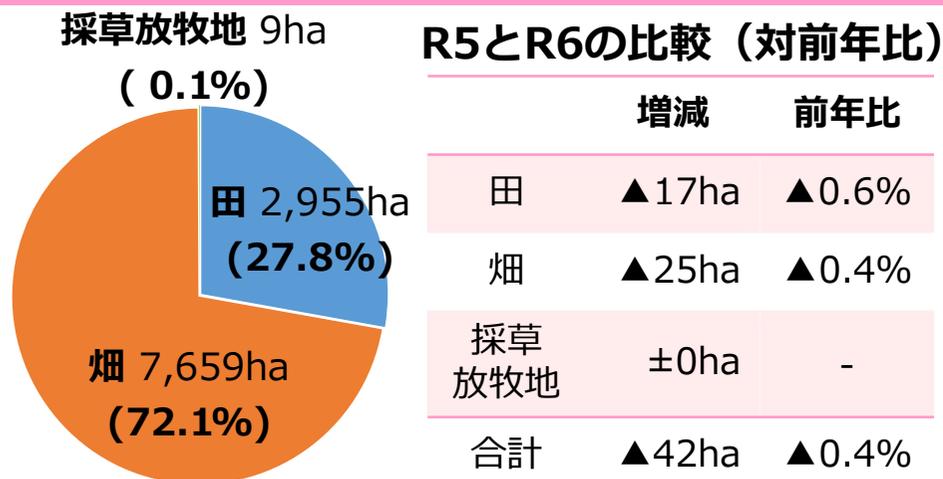
※カッコ内は前年度からの増減 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### ○交付面積規模別協定数（R6年度見込み）

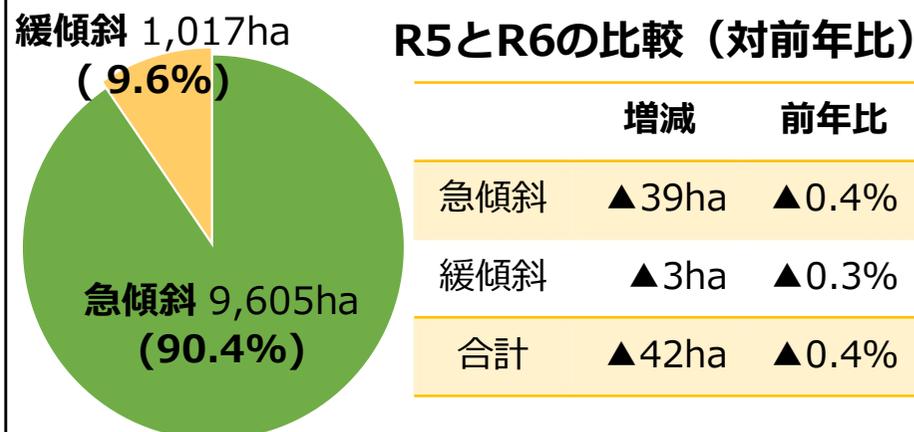
計	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上 400ha未満
<b>791</b> (総数に占める割合)	<b>275</b> (35%)	<b>213</b> (27%)	<b>113</b> (14%)	<b>54</b> (7%)	<b>62</b> (8%)	<b>45</b> (6%)	<b>20</b> (2%)	<b>9</b> (1%)

## 4. 令和6年度の実施状況 ④-2 交付面積（地目、傾斜、市町別）

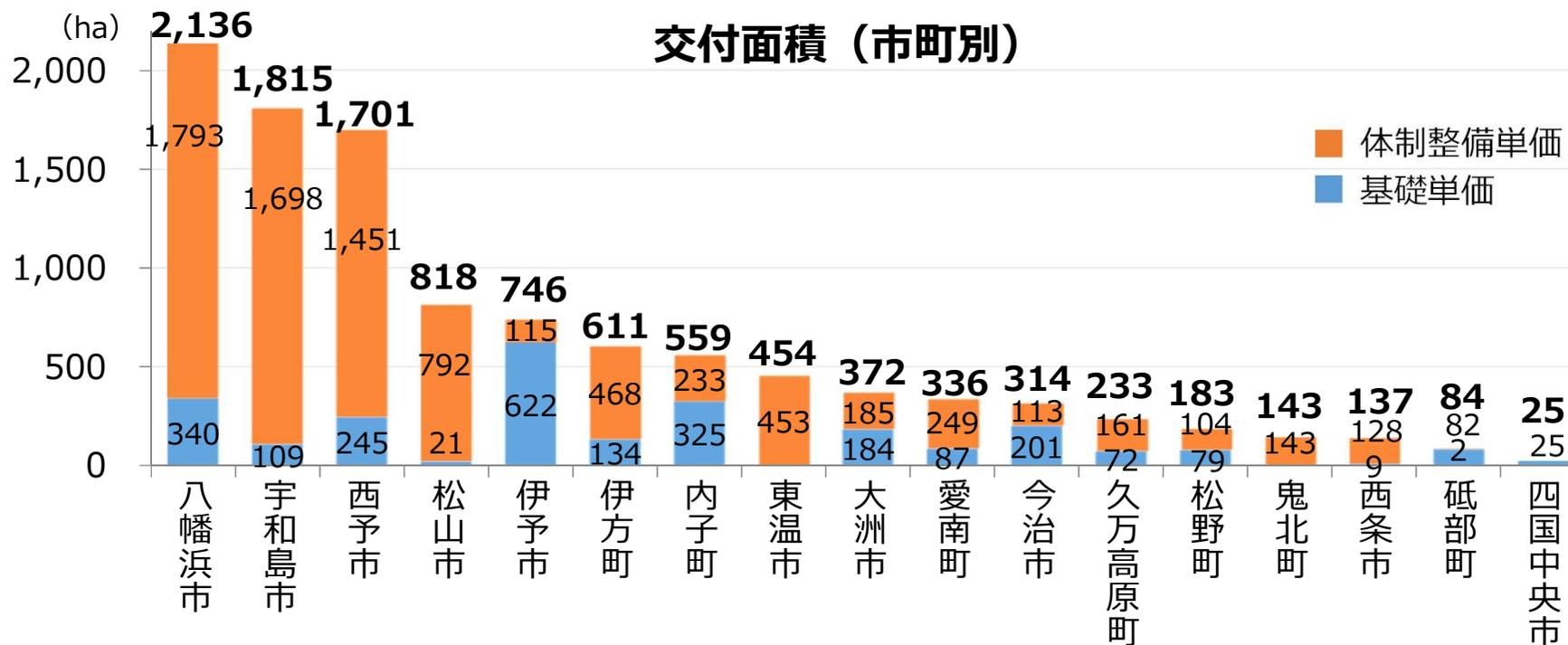
### ①地目別交付面積



### ②傾斜別交付面積



### 交付面積（市町別）



## 4. 令和6年度の実施状況 ⑤ 交付金額

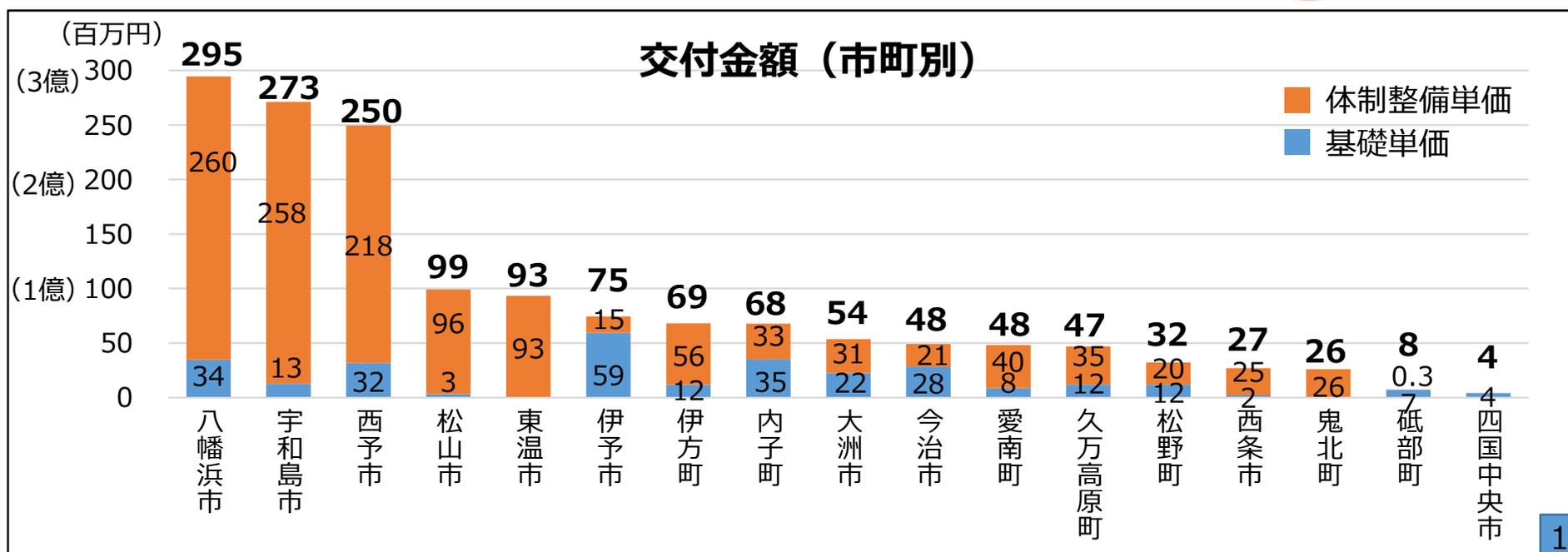
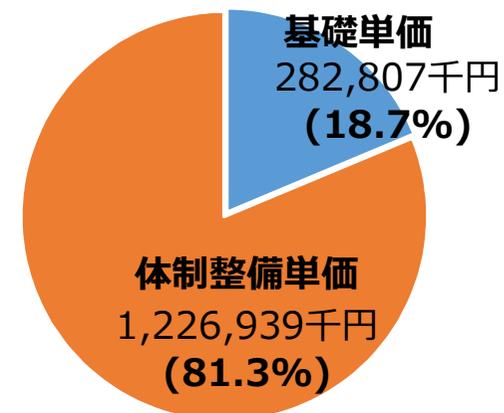
- ・ 交付金額は1,509,746千円で、令和5年度から6,194千円減額
- ・ 基礎単価協定は282,807千円(19%)、体制整備単価協定は1,226,939千円(81%)

### ○協定への交付金額

(単位：千円)

年度	集落協定		
	交付金額	基礎単価	体制整備単価
R6	1,509,746	282,807	1,226,939
R5	1,515,940	286,119	1,231,822
前年度比	▲6,194 (▲0.4%)	▲3,312 (▲1.2%)	▲4,883 (▲0.4%)

### ○交付金額（単価別）



## 4. 令和6年度の実施状況 ⑥-1 加算措置の取組

- ・加算措置については、棚田地域振興活動加算が31ha（うち超急傾斜が5ha）、超急傾斜農地保全管理加算が2,713ha、集落機能強化加算が370ha、生産性向上加算が259haとなっている。

### ○加算措置の取組状況

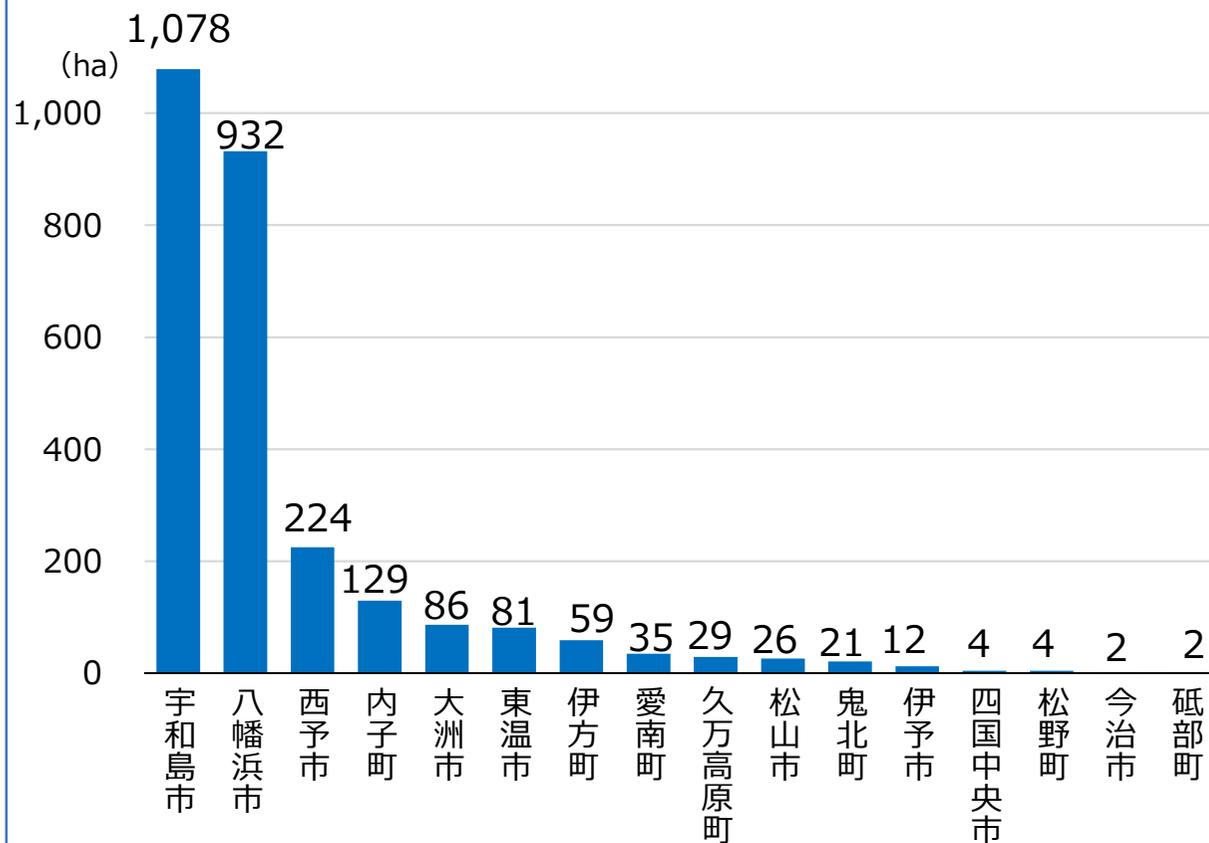
	取組市町	取組 協定数	取組面積 (ha)	交付額 (千円)
棚田地域振興活動加算	<b>2</b> (松山市、東温市)	<b>2</b>	<b>31</b>	<b>3,298</b> (▲7)
うち超急傾斜	<b>1</b> (東温市)	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>731</b>
超急傾斜農地保全管理加算	<b>16</b> (西条市以外)	<b>177</b>	<b>2,713</b> (▲11)	<b>162,572</b> (▲668)
集落協定広域化加算	-	-	-	-
集落機能強化加算	<b>2</b> (八幡浜市、西予市)	<b>3</b>	<b>370</b> (▲1)	<b>3,405</b>
生産性向上加算	<b>5</b> (今治市、松山市、東温市、 内子町、西予市)	<b>11</b>	<b>259</b> (0.8)	<b>5,707</b>

※カッコ内は前年度からの増減

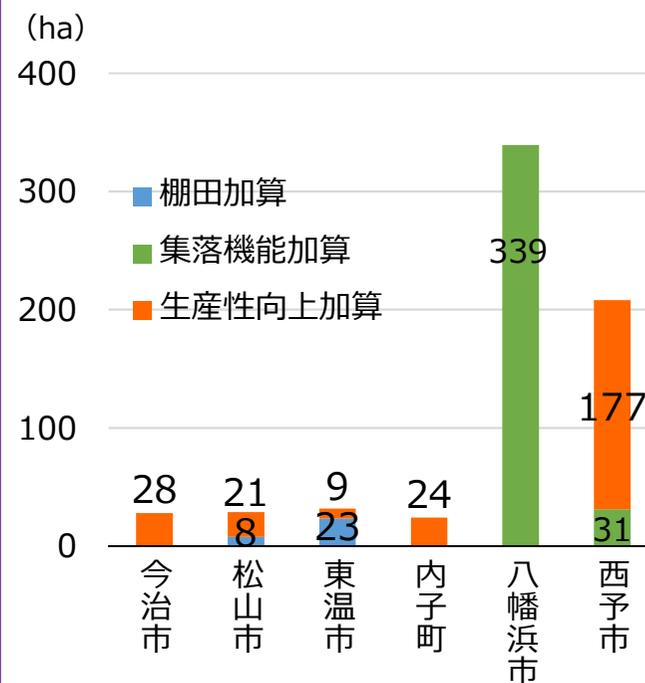
## 4. 令和6年度の実施状況 ⑥-2 加算措置の取組（市町別）

- ・ **超急傾斜農地保全管理加算**では、**16市町**の**177協定**が取組を実施
- ・ **集落機能強化加算**では、**八幡浜市**と**西予市**とで**3協定**が取組を実施

### 超急傾斜加算の取組面積（市町別）



### 超急傾斜加算以外の加算の取組面積（市町別）



# 4. 令和6年度の実施状況 ⑦市町別一覧

(令和7年1月末現在)

	協定数			うち体制整備単価協定数			交付面積 (ha)				うち超急傾斜加算取組面積 (ha)				うち棚田加算取組面積 (ha)	うち広域化加算取組面積 (ha)	うち集落機能加算取組面積 (ha)	うち生産性向上加算取組面積 (ha)	交付金額 (千円)			
	5年度	6年度	増減	5年度	6年度	増減	5年度	6年度	増減	前年比	5年度	6年度	増減	前年比	6年度	6年度	6年度	6年度	5年度	6年度	増減	前年比
四国中央市	7	7	(0)	0	0	(0)	25	25	(0)	(100%)	4	4	(0)	(100%)	0	0	0	0	3,640	3,640	(0)	(100%)
新居浜市						-				-				-								
西条市	17	17	(0)	16	16	(0)	138	138	(0.0)	(100%)	0	0	(0)	-	0	0	0	0	26,535	26,409	(-126)	(100%)
今治市	31	31	(0)	12	12	(0)	313	313	(+0)	(100%)	2	2	(0.0)	(100%)	0	0	0	28	48,125	48,168	(+43)	(100%)
上島町						-				-				-								
松山市	51	51	(0)	49	49	(0)	818	814	(-4)	(99%)	26	26	(+1)	(102%)	8	0	0	21	98,983	98,628	(-355)	(100%)
伊予市	78	78	(0)	9	9	(0)	746	737	(-9)	(99%)	12	12	(0.0)	(100%)	0	0	0	0	75,359	74,323	(-1,036)	(99%)
東温市	34	34	(0)	34	34	(0)	454	453	(-1.4)	(100%)	81	81	(0.0)	(100%)	23	0	0	9	93,363	93,146	(-217)	(100%)
松前町						-				-				-								
砥部町	22	22	(0)	1	1	(0)	84	84	(0)	(100%)	2	2	(0)	(100%)	0	0	0	0	7,824	7,824	(0)	(100%)
久万高原町	39	39	(0)	21	21	(0)	233	233	(0)	(100%)	29	29	(0.0)	(100%)	0	0	0	0	46,810	46,810	(0)	(100%)
大洲市	56	56	(0)	12	12	(0)	372	368	(-3)	(99%)	86	87	(+0)	(100%)	0	0	0	0	53,882	53,407	(-475)	(99%)
内子町	63	63	(0)	19	19	(0)	559	558	(-1)	(100%)	129	129	(-0)	(100%)	0	0	0	24	67,864	67,740	(-123)	(100%)
八幡浜市	44	44	(0)	23	23	(0)	2,136	2,133	(-3)	(100%)	932	929	(-3)	(100%)	0	0	339	0	295,020	294,486	(-534)	(100%)
伊方町	31	31	(0)	22	22	(0)	610	602	(-8)	(99%)	59	58	(-1)	(99%)	0	0	0	0	68,777	67,869	(-908)	(99%)
西予市	151	151	(0)	106	106	(0)	1,701	1,696	(-4)	(100%)	224	225	(+0)	(100%)	0	0	31	178	250,491	249,557	(-933)	(100%)
宇和島市	85	85	(0)	65	65	(0)	1,815	1,806	(-9)	(100%)	1,078	1,070	(-9)	(99%)	0	0	0	0	272,624	271,135	(-1,490)	(99%)
松野町	20	20	(0)	6	6	(0)	183	183	(+0)	(100%)	4	4	(0)	-	0	0	0	0	32,108	32,067	(-41)	(100%)
鬼北町	22	22	(0)	22	22	(0)	143	143	(0)	(100%)	21	21	(0)	(100%)	0	0	0	0	26,467	26,467	(0)	(100%)
愛南町	40	40	(0)	28	28	(0)	335	335	(0.0)	(100%)	35	35	(0)	(100%)	0	0	0	0	48,069	48,069	(0)	(100%)
17市町計	791	791	(0)	445	445	(0)	10,664	10,622	(-42)	(99.6%)	2,725	2,713	(-11)	(99.6%)	31	0	370	259	1,515,940	1,509,746	(-6,194)	(99.6%)

(注1) 新居浜市、上島町は未実施。松前町は対象地域なし。

(注2) 協定数のうち伊方町、八幡浜市にまたがる大浜協定はそれぞれの市町に1協定ずつカウントしている。また、松山市の日室谷協定及び菅沢さくら組協定は通常地域と特認地域に併存している（本表では1協定でカウント）。

(注3) 表示単位未満の端数処理の関係上、県合計と各市町値の計が一致しない場合がある。

## 5. 集落協定の活動内容

### ②-1 集落戦略（作成状況等）

- ・ R6年12月末時点で、体制整備単価協定の92%にあたる409協定が「集落戦略を策定済み」
- ・ 集落の現状として、鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退していると回答した協定が最も多い

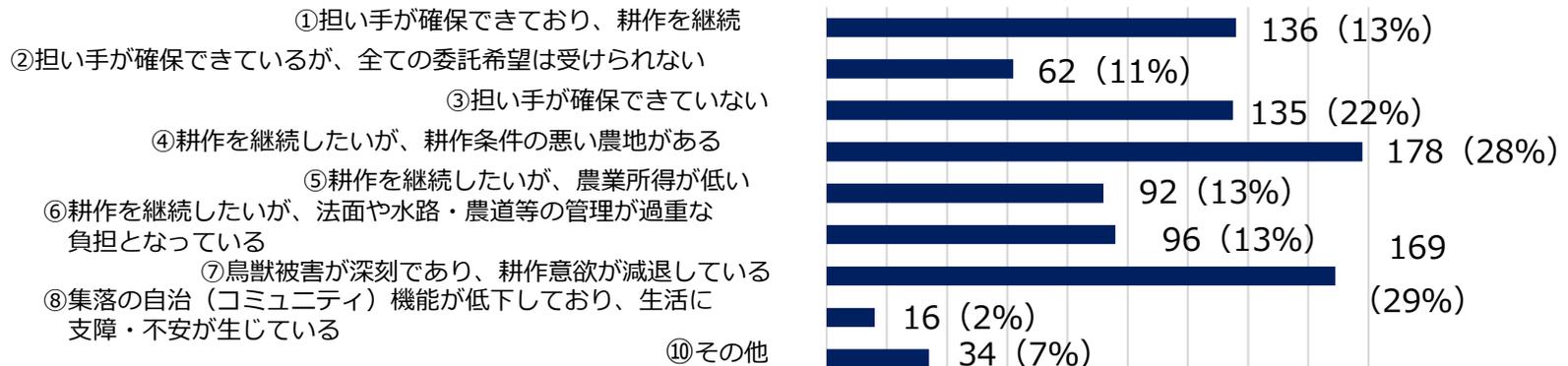
#### ○集落戦略の作成状況（R6年12月末時点）

	協定数					策定割合
	集落協定	体制整備単価	集落戦略策定状況			
			集落で作成中	市町へ提出があり 指導・助言中	集落戦略 策定済み	
R6	791	445	37	0	409	92% →
R5	791	445	40	31	374	84%
R4	785	441	159	49	233	53%
R3	783	438	320	100	18	4%
R2	782	425	388	37	0	0%

※R7.3月  
100%見込

#### ○協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数回答可） ※R5年度末策定済374協定の回答

実施状況調査より 0 20 40 60 80 100 120 140 160 180 (協定数)

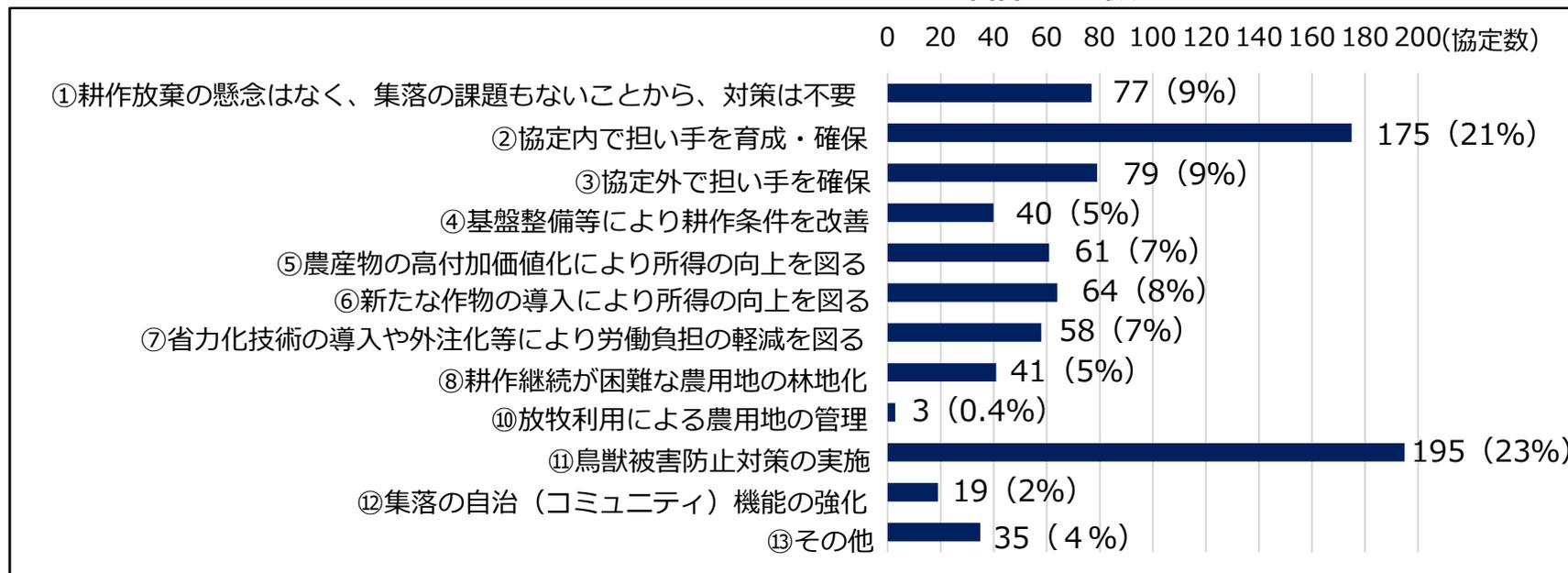


## 5. 集落協定の活動内容 ② -2 集落戦略（今後の対策等）

- ・ 集落の対応の方向性として、鳥獣被害防止対策の実施と回答した協定が最も多い
- ・ 具体的な対策に向けた検討として、外部（県・市町含む）からの助力を得たいと回答した協定が最も多い

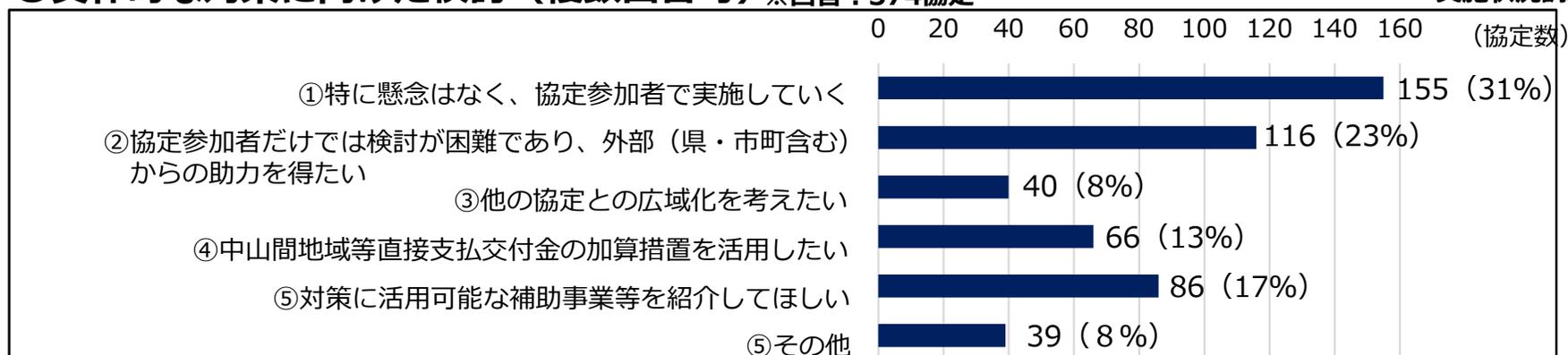
### ○集落の現状を踏まえた対応の方向性（複数回答可） ※回答：374協定

実施状況調査より



### ○具体的な対策に向けた検討（複数回答可） ※回答：374協定

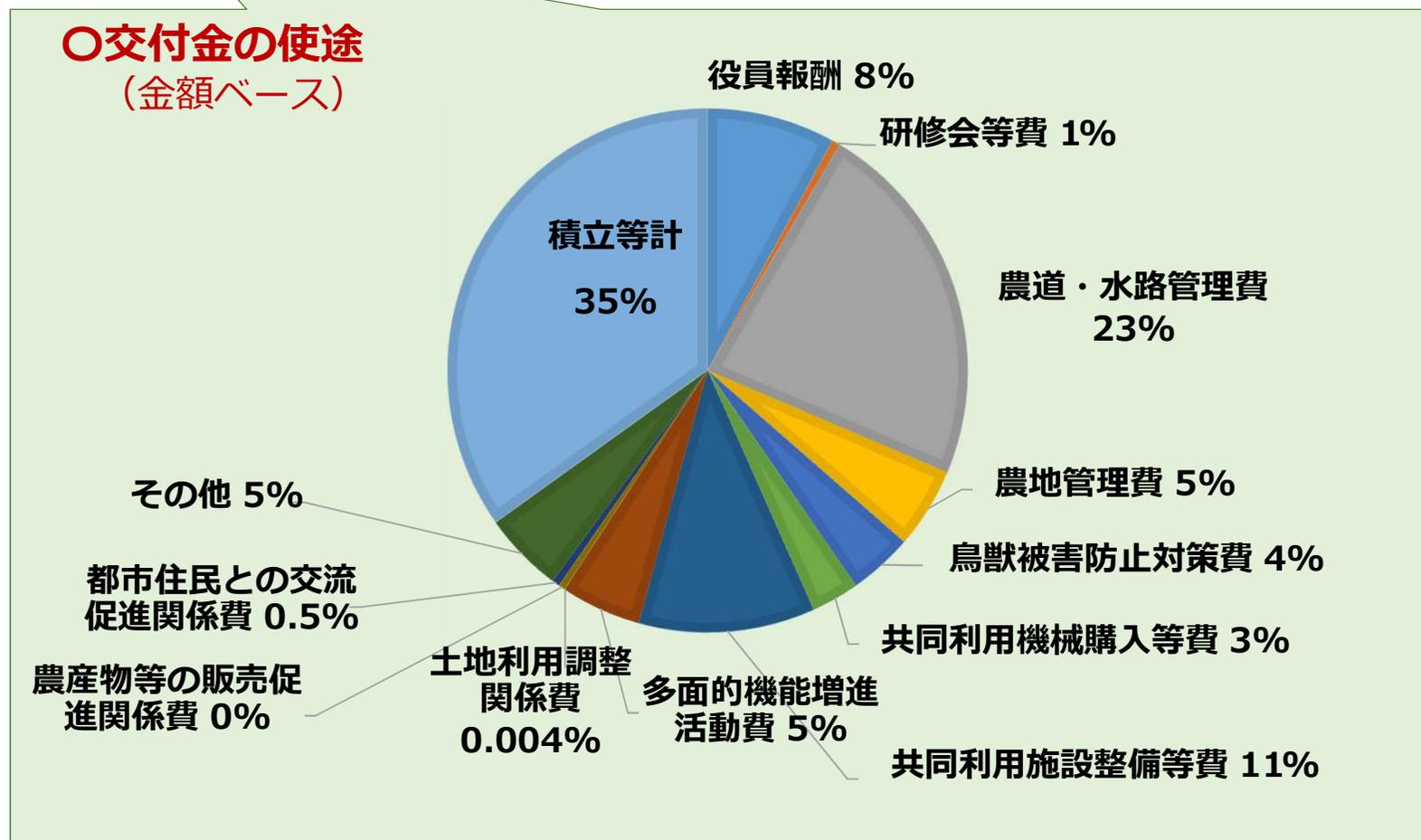
実施状況調査より



## 5. 集落協定の活動内容 ③交付金の使途

### ○交付金の配分割合（令和5年度実績）実施状況調査より

	配分割合（金額ベース）		共同取組活動への配分割合別集落協定数						
	共同取組活動	個人配分	計	0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
R5	37.4%	62.6%	791	65 (8%)	200 (25%)	301 (38%)	206 (26%)	6 (1%)	13 (2%)



## 6. 令和6年度の取組方針に対する総括

### ①協定で定めた活動の着実な実施に向けた支援

#### (1) 「集落戦略」の作成支援

- ◆ 体制整備単価の協定数 R6年度（見込）445協定（全協定の56.2%）
- ◆ 集落戦略の策定率 84%（R6.3月末）⇒ 100%（R7.3月末）達成見込み

#### (2) 加算措置の目標達成に向けた支援

- ◆ 加算措置の目標達成状況 100%（R7.3月末）達成見込み

#### 棚田地域振興活動加算

2市町・2協定・31ha（R5対比 対比 市町・協定増減なし）

協定名	概要（R6見込）	棚田地域振興活動加算における目標					
		ア 棚田等の保全に関する目標	達成状況	イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標	達成状況	ア 棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標	達成状況
猿川集落協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付面積 約9.1ha（田：7.5ha、畑：1.6ha）</li> <li>・加算面積 約7.7ha</li> <li>・交付金額 約2,494千円</li> </ul>	棚田の維持や耕作放棄地の発生防止に向け、令和6年度までに猿川棚田の保全に取り組む人材を新規に1名以上確保し、集落全体で棚田保全に向けた体制を構築していく。	1名確保した。	都市住民との交流を図る場や地元農産物をPRする場を創出し、地元の活性化につなげるため、景観作物の作付面積を0.4ha（令和2年度）から1ha（令和6年度）に面積拡大を目指す。	令和3年度から令和6年度に計2.22ha作付けた。	景観作物の効果により地力増進した土地等で生産する米を、猿川棚田米としてブランド化を図り、令和6年度までに販売量を0.5tから1t以上に増加させる。	「猿川棚田米」のラベルシールを作成し、ブランド米として1.2t販売した。
奥松瀬川集落協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付面積 約27.8ha（田：24.1ha、畑：3.7ha）</li> <li>・加算面積 約23.2ha</li> <li>・交付金額 約7,864千円</li> </ul>	ドローンを導入し、令和3年度からドローンによる共同防除を108,000㎡行う。	令和3年度にドローンを導入し、令和3年度から6年度にかけてドローンによる共同防除を延べ41ha行った。	森のようちえん事業により、棚田等を活用した自然体験活動プログラムを作成し、令和6年度までに延べ50名の幼児受け入れを行う。	令和2年度から6年度にかけて、森のようちえん事業により、延べ70名の幼児を受け入れた。	都市農村交流を通じた関係人口の創出のため、市民農園（ぼんぼこ農園）の利用者を15組から20組に増加させる。	ぼんぼこ農園利用者数 17組（令和6年12月末現在）→20組予定（令和7年3月末）

※加算措置のうち、棚田地域振興活動加算のみ、各協定が設定した目標について、第三者委員会による確認・意見聴取をするようになっており、R2年度愛媛県日本型直接支払検討委員会の中で実施。

## 6. 令和6年度の取組方針に対する総括

### (2) 加算措置の目標達成に向けた支援

#### 超急傾斜農地保全管理加算

**16市町・177協定・2,725ha**

(R5対比 市町・協定増減なし、▲11ha減)

##### 【取組状況】

##### <超急傾斜農地の保全>

- ・法面の維持、耕作道等の維持、鳥獣害防止施設の維持等を実施

##### <超急傾斜農地で生産される農産物の販売促進等>

- ・SNS等を活用した活動状況のPR
- ・加工品づくり及び販売
- ・直売所等での販売促進活動 等を実施



道の駅での  
販売促進活動



加工品づくり

#### 集落機能強化加算

**2市町・3協定・372ha**

(R5対比 市町・協定増減なし、▲1ha減)

##### 【取組状況】

- ・地域のコミュニティ活動支援として、送迎とあわせて、高齢者等の見守りサービスを開始
- ・新規就農者への助言活動
- ・みかんボランティアの受入れ、地域食堂 等を実施

#### 生産性向上加算

**5市町・11協定・259ha**

(R5対比 市町・協定増減なし、1ha増)

##### 【取組状況】

- ・ドローンを活用した農薬散布による作業の省力化
- ・自走式草刈り機の導入による法面作業の省力化
- ・加工品販売による売上拡大
- ・防草シートの活用による作業低減 等を実施

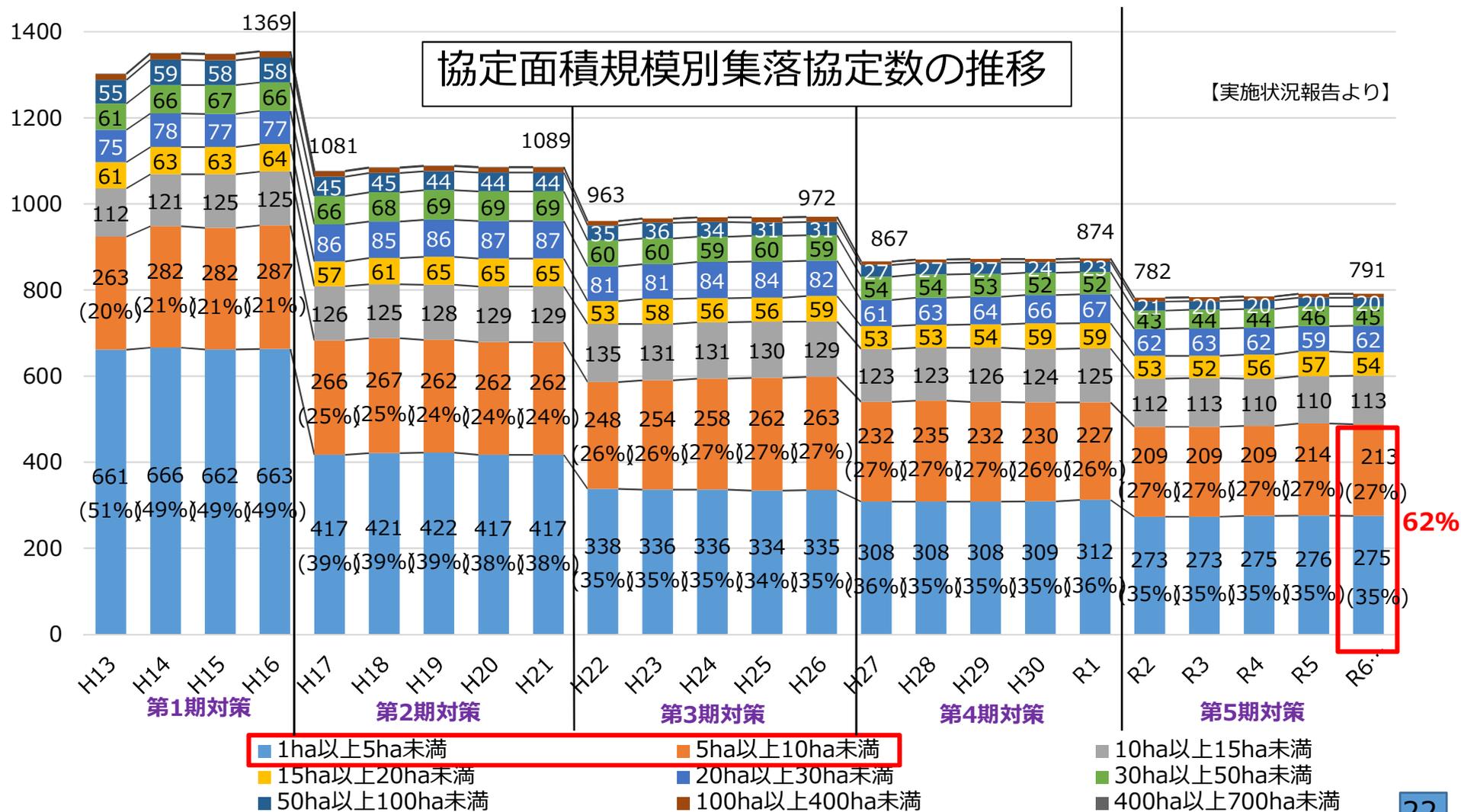


ドローン防除

# 6. 令和6年度の取組方針に対する総括

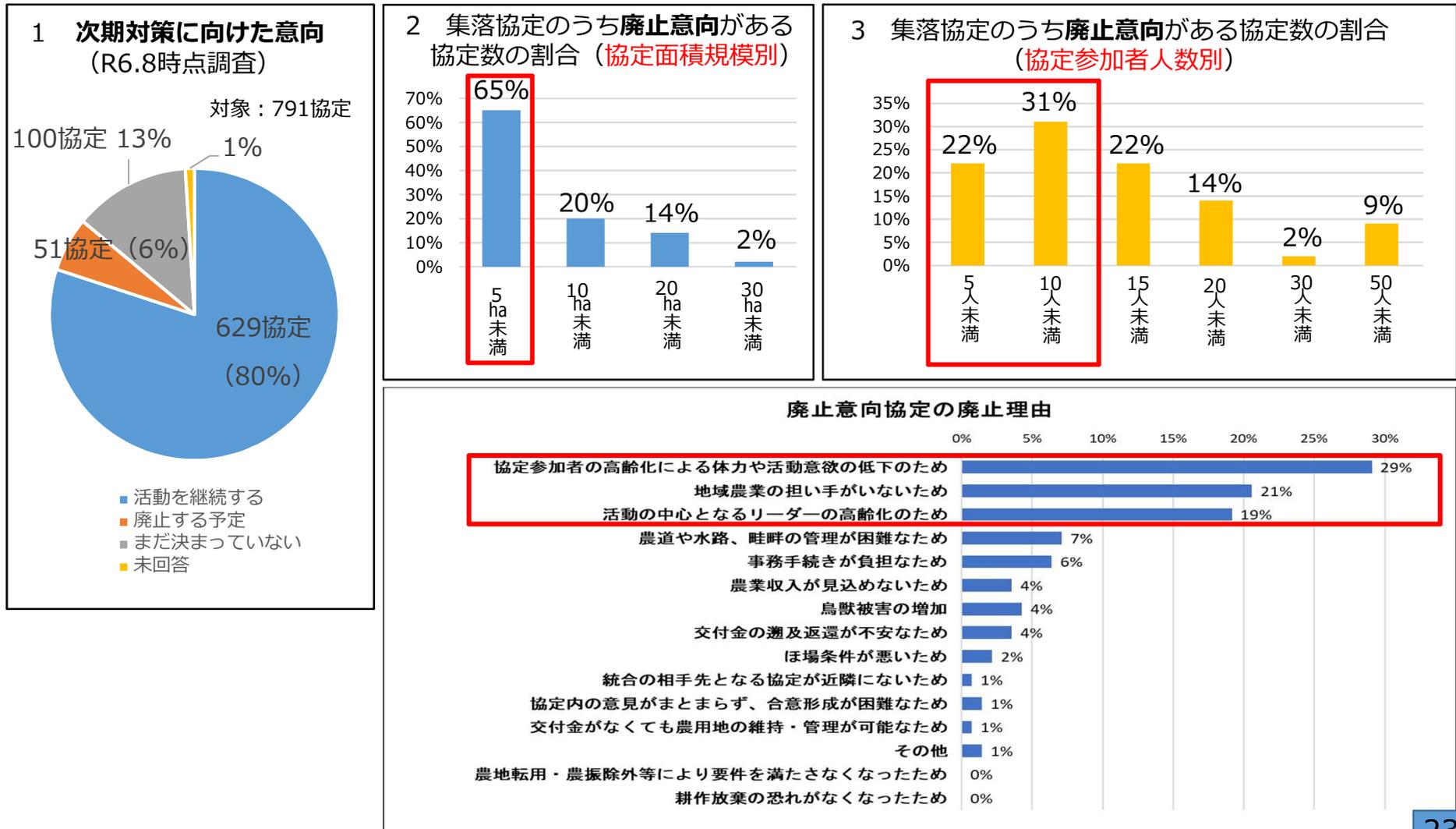
## (2) 次期対策への活動継続に向けた取り組みの推進

- 県内の協定の面積規模については、**10ha未満の小規模集落協定**が**全体の約6割**を占めている。
- 対策期の終わりと同時に活動を断念する協定があるため、活動継続に向けた支援が必要である。



## 【参考】次期対策における継続意向（県調査より）

- 次期対策において「継続意向」がある集落協定は**629協定**（80%）、「廃止意向」は**51協定**（7%）であった。
- 廃止意向の集落協定の面積規模別では、**5ha未満**が**65%**、協定参加人数別では、**10人未満**が**約5割**を示している。
- 廃止意向の集落協定の**廃止理由**については、「**協定参加者の高齢化**」「**地域農業の担い手不足**」「**リーダーの高齢化**」等による廃止が高くなっている。



# (参考) 令和7年度における国の予算措置状況 (政府予算案)

## 日本型直接支払のうち 中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 28,460 (26,100) 百万円】

### <対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

### <事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

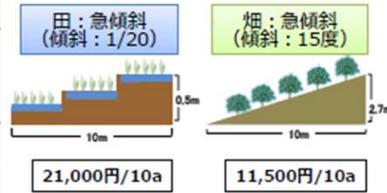
### <事業の内容>

#### 1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

#### 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「ネットワーク化活動計画<sup>※1</sup>の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

※1 複数の集落協定期間の活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

#### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

#### <事業の流れ>



※下線部は拡充内容

### <事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b>	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 [超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可]	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) [超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可]	14,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b>	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
<b>ネットワーク化加算</b> 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大 <sup>※3</sup> ) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援 <sup>※2</sup>	
<b>スマート農業加算</b> 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策(R2~R6)で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

(~5ha部分)10,000円/10a、(5ha~10ha部分)4,000円/10a、(10~40ha部分)1,000円/10a

(注)本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

## 7. 令和7年度の取組方針

### 1. 体制整備のための前向きな活動の推進

- 農業生産活動等の共同活動が継続できる体制づくり

【第6期対策から】

ネットワーク化活動計画の作成

= 体制整備単価（10割単価）協定の要件

⇒協定間の連携や多様な人材・組織等の連携の推進を図る。

- 【具体策】・概要リーフレットの作成・配布等により、市町と連携しながら、協定組織の第6期対策へのスムーズな移行を推進する。  
・組織間のマッチングや活動提案、情報提供等を市町と協力して行い、ネットワーク化を推進する。

### 2. 加算措置の効果的な活用推進

- 棚田地域振興活動加算
  - 超急傾斜農地保全管理加算
- } 6期対策も継続

「超急傾斜農地保全管理加算」は、急峻な樹園地が多い本県の実情に沿うものであり、引き続き取組の維持・拡大を推進する。

【第6期対策から】

ネットワーク化加算、スマート農業加算が新設

⇒将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるように、地域の実情に沿いながら、スマート農業やネットワーク化の推進を図る。

- 【具体策】・加算のPRと活用方法等を提案しながら、加算の有効な活用を図る。



耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保、集落の活性化を図る